国立大学法人
東京医科歯科大学
TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY

法人番号２３

令和２事業年度に係る業務の実績に関する報告書

令和３年６月

国 立 大 学 法 人
東 京 医 科 歯 科 大 学

○　大学の概要

（１）現況

①　大学名

国立大学法人東京医科歯科大学

②　所在地

湯島地区（本部所在地）　　東京都文京区
駿河台地区　　東京都千代田区
国府台地区　　千葉県市川市

③　役員の状況

学長：田中　雄二郎　（令和２年４月１日～令和５年３月 31 日）
理事：６名
監事：２名

④　学部等の構成

学　　部：医学部、歯学部
研　究　科：医歯学総合研究科、保健衛生学研究科
附置研究所：生体材料工学研究所※、難治疾患研究所※

※は、共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所を示す。

⑤　学生数及び教職員数（令和２年５月１日現在）

学部学生：1,478 名（15 名）　（　）内は、留学生を内数で示す。
大学院生：1,500 名（314 名）
教 員 数：863 名
職 員 数：1,860 名

（２）大学の基本的な目標等

本学は「知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する」を基本理念としており、これを実現するために第３期中期目標・中期計画期間においては、以下を重点目標とする。

（教育）　幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成する。特に、教育プログラムの国際的通用性と質保証の観点から教育の成果・効果を検証し、その結果に基づいて目標を達成するための教育改革および入試改革を実践する。

（研究）　リサーチ・ユニバーシティとして、医学、歯学と生命理工学等の機能的連携により、世界をリードする先端的で特色のある研究を推進する。特に、医療イノベーション創出を目指して、次世代の医療に向けた基礎研究、臨床研究を推進するとともに、研究成果を迅速に実用化へと展開する機能を強化する。

（医療）　健康長寿社会の実現にむけて、高度で先進的な医療・歯科医療および先制医療を推進する。特に、診療関連情報の一元的な収集および分析・評価を活用して、医療のさらなる質的向上を達成し、患者中心の医療を充実させるとともに、臨床研究実施体制を強化し、医師主導治験や多施設共同臨床研究をさらに推進する。

（国際）　国際的な教育・研究・医療のネットワークを拡充し、世界を先導するトップレベルの拠点としての機能を強化する。特に、スーパーグローバル大学としてグローバルヘルスの推進に貢献し、その発展をリードできる人材の育成を強化する。

（社会貢献）　社会的な役割やニーズに対応した教育・研究・医療を推進し、その成果を積極的に情報発信するとともに社会・地域に還元する。特に、長寿・健康人生推進センターとスポーツサイエンス機構を核として、得られた教育研究成果の還元を重点的に行う。

以上の重点目標を含めた各目標の達成に向けて、IR(Institutional Research)機能を強化し、重点領域の強化のための教育研究組織の見直しや編成を行うなど、学長のリーダーシップとエビデンスに基づいた教育・研究・医療等に係る戦略を推進し、世界に冠たる医療系総合大学としての飛躍を目指す。

（３）大学の機構図

【令和2年度】

令和3年3月31日時点

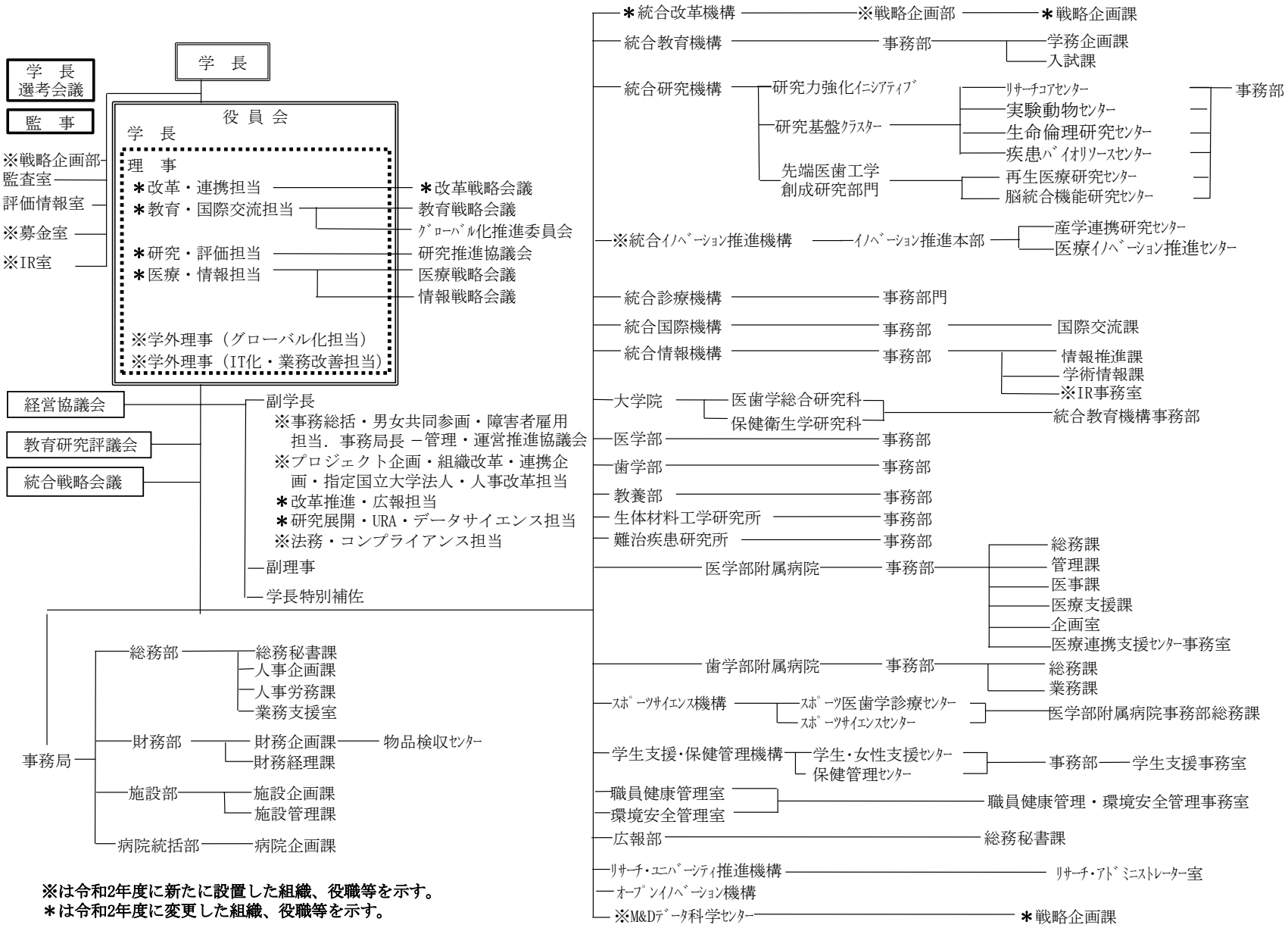

※は令和2年度に新たに設置した組織、役職等を示す。
＊は令和2年度に変更した組織、役職等を示す。

○　全体的な状況

本学は、幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材の育成、世界をリードする先端的な研究や医学・歯学・生命理工学等の機能的連携による特色ある研究の推進、健康長寿社会の実現に向けた高度で先進的な医療・歯科医療及び先制医療の推進を目指している。第３期中期目標期間においては、IR機能を強化し、重点領域強化のための教育研究組織の再編を行うなど、学長のリーダーシップとエビデンスに基づいた戦略を推進することで、世界を先導するトップレベルの教育・研究・医療拠点としての機能を強化し、得られた成果を社会に還元することを基本的な目標としている。

１．教育研究等の質の向上の状況

Ⅰ　教育に関する取組

1－1 教育の内容及び成果等

全学共通科目・全学共通自由科目の新設

本学では、文部科学省の事業により全国の国公私立大学等へ数理・データサイエンス(DS)・AI 教育の普及・展開を目的とした「数理・データサイエンス教育コンソーシアム」が形成されたことを受け、「特定分野協力校」として医学・歯学分野における数理・DS・AI 教育を本学のカリキュラムに組み込むこと、モデルカリキュラム・教材を開発して、全国の医学部、歯学部へ普及・展開することを目的として、令和２年度には、新たに設置された M&D データ科学センター教員と統合教育機構教員、医学部・歯学部・教養部などの教育組織が協働し、医学科・歯学科・検査技術学専攻１年次必修の全学共通科目として「医療と AI・ビッグデータ入門」のプログラムを検討・開発した。（図１）。これにより、データサイエンスのスペシャリストによる早期教育が可能となり、メディカルデータサイエンティストの効率的な育成が期待できる。

また、コロナ禍において活発化しているオンライン国際交流イベントを単位認定可能な専門科目として位置づけられるように、新たに全学科共通自由科目に「オンライン異文化交流」を追加した。これにより、海外留学の機会を得ることができない学生でも参加できるオンラインでの国際交流機会を組織的に提供する体制が整備され、コロナ禍においても海外の学生との交流を通じた英語力の継続的な強化を可能とし、さらには、国際交流に興味を持ちながら海外留学を躊躇している学生に対しても国際交流イベントへの参加を通じてポストコロナにおける海外留学への動機付けに繋がる機会を創出した。

（図１：医学・歯学分野における数理･データサイエンス･AI教育の開発　事業概要）

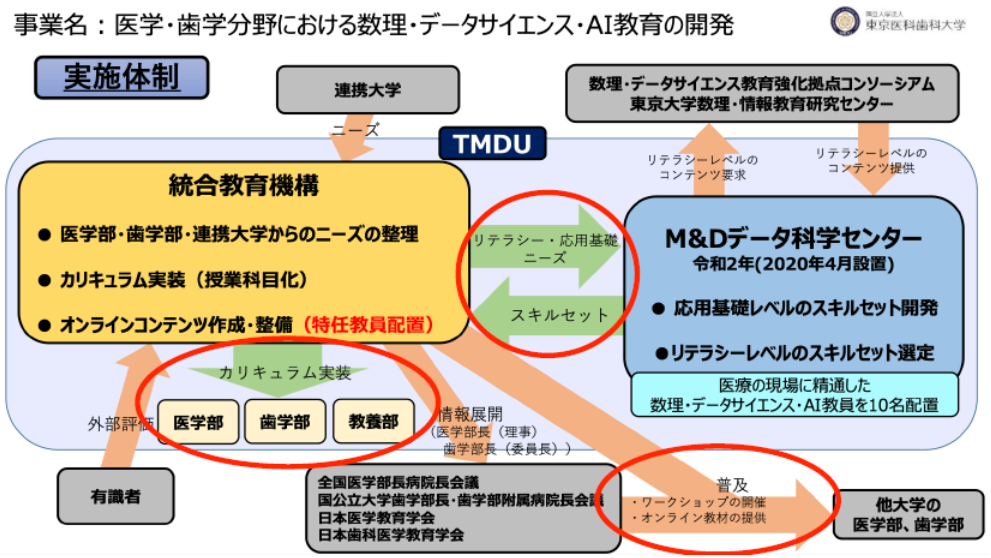

教養教育の充実

教養教育の充実を図るため、教養部では令和２年６月 17 日にオンラインで教養部 FD を開催した。FD では「外部評価を踏まえた教養教育の改善」をテーマに、自然科学系、人文社会科学系、英語、第二外国語それぞれの代表者、及び外部評価委員長から総括を行い、令和元年度に受審した外部評価の結果を教養部教員全員で共有した。これにより、教養部としてこれまでのカリキュラム改革の進展状況を総括し、今後さらに発展させるべき内容を明らかにすることができた。また、外部評価の報告書を作成することで、全学にも教養部の教育のポイントを明確に示すことができた。

令和３年１月には、全学的な会議体である「教養部あり方検討会」が設置され、これまでの教養教育の実施状況を検証のうえ、更なる教養教育の充実を図ることとなった。

オンライン教育の実施

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部の実験・実習を除き全ての科目で遠隔授業を行うことになったため、令和２年４月より全学的にオンライン講義（Zoom）を導入・実施したほか、各教員が WebClass を利用した学生指導、Zoom のブレイクアウトルーム機能を利用した学生参加型授業等、遠隔授業でアクティブラーニングを行うための工夫を行った。

オンライン講義の実施にあたり、統合教育機構内に新たに遠隔講義支援チームを編成し、オンライン講義の実施に向けたオリエンテーション（計 14 回、出席者延べ 716 名）の実施、従来から活用されていた e-learning システムである WebClass における遠隔授業支援のためのコース整備、全学に向けたメールマガジンの定期配信（計 20 回）による好事例の紹介や、よくあるトラブルとその対策等の周知を行った。また、講義支援を希望する教員を対象として 12 件のサポートを行った。

さらに、遠隔講義支援チームでは、オンライン講義導入期以後にも継続してオリエンテーションを実施した。後期の講義を担当する教職員向けのオリエンテーションを 10 月に開催して 55 名が参加、令和３年度の講義の方針に関するオリエンテーションを 11 月に開催して 176 名が参加、１月の医学系教員研修では取組紹介を含む次年度の講義の組立に関するオリエンテーションを実施して 345 名が参加した。

上記のように、遠隔講義支援チームが本学のオンライン講義実施における多方面にわたるサポートを行うことで、オンライン講義を円滑に導入・実施することが可能となるとともに、各教員が従来の授業方法を見直し、教材・授業方法・成績評価方法等の各種の工夫で双方向授業を推進することができた。

上記に加えて、オンライン授業における教材作成時の著作物利用に関する、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）による新制度「授業目的公衆送信補償金制度」を契約した。これにより、対面授業・遠隔授業の双方において、教育著作物の使用に関する大学の枠を越えた有効活用のための基盤が確立された。

その他に、新型コロナウイルス感染拡大の影響で学生の海外派遣の見通しが立たない状況ではあるが、派遣希望者・受講希望者に対しては「海外留学派遣前教育」をオンラインにて開講することで、派遣希望者の留学への意識・意欲を削ぐことなく、ポストコロナ時代の留学へ向けて準備を進めることが可能となった。

多職種連携

多職種が関わる事例を通して予防、医療、看護、介護などを包括的に学び、地域包括ケアに関する理解を深めるため、これまで実施していた本学の医学科、保健衛生学科看護学専攻、保健衛生学科検査技術学専攻、口腔保健学科口腔保健衛生学専攻、口腔保健学科口腔保健工学専攻、早稲田大学、上智大学、星薬科大学の最終学年の学生による「チーム医療入門」を引き続き実施し、286名（昨年度：320名）が参加した。これに加えて、令和２年度より、医学科及び歯学科は３年生、保健衛生学科看護学専攻は２年生を対象としている「チーム医療導入」をオンラインで実施し、230名が参加して、医療現場で働く他職種のメンバーを尊重する姿勢を学ぶことができた。「チーム医療入門」及び「チーム医療導入」は、他学科の学生を観察することで自他の違いを認識し、チームへ貢献することの重要性を学ぶ良い機会となっており、学生の授業評価からも例年と遜色ない学習効果が得られたことがわかった。

1－2 教育の実施体制等

教学IRの推進

アンケート結果等の各種データを活用して本学の教育の質改善に繋げるため、教学IRに関する情報として、実施した全学科共通の科目別アンケート及び学年包括アンケートの結果を統合教育機構内の教学IRチームが集約・分析した。教学IRにおけるデータ集計を効率的かつ分かりやすくするため、教学IRチームに所属する教員が独自に作成したEmAR（Excelマクロ-Access-R）を活用することで、科目別Grade Point（GP）や科目別アンケートの集計データを短時間で自動的に出力できるようになった。

教学IRに関する情報の集約・分析による客観的データに基づいた議論を可能とするため、分析結果は学内の教学IR開示サイトへ掲示したほか、各学科の教育委員長や統合教育機構内の学士課程カリキュラム改善チームへフィードバックを行った。これにより、全学的な教育の質改善に向けた、教育活動の振り返りや改善を検討するための判断材料を提供することができた。

これ以外にも、教学IRチームでは、蓄積された修学情報等のIRデータの分析を行い、その結果を教育現場へ還元して必要な改善に繋げるため、データ蓄積システムであるDream Campusへ入試データや入学後の教務データ等の蓄積及びそれらを大学情報等連携システム（全学IRシステム）へ提供することを継続して行うとともに、WebClassで実施されている科目別アンケート等のデータも教学IRのデータベースに追加している。

女性・若手・外国人教員の活躍

女性教員について、令和２年度は101名（うち57名は任期更新）を採用した。令和２年度の教員に占める女性比率は26.2%（昨年度：26.0%）である。女性教員の雇用

促進及び教員の仕事と育児等との両立支援のため、令和２年度より産前産後休暇中の代替教員を採用できるよう制度設計を行った。これにより、産前産後休暇中に他の教員への負担がかからないよう、代替教員を採用できるようになるため、休暇を取りやすい環境づくりとなった。

その他、平成 26 年度に導入した特定短時間有期雇用制度や、平成 30 年 10 月より導入した厚生労働省が推進する「短時間正社員制度」を基に、育児を理由とする場合は１日の勤務時間を減らす育児部分休業に加え、週の勤務日数を３日に減らすことを可能とし、育児以外を理由とする場合も、週３～４日勤務とすることができるよう制度設計を行った。上記の制度設計を通して、女性教員がライフイベントの発生後もキャリアを継続し易い環境づくりを進めている。

また、令和２年度には女性の将来的な上位職への昇任を推進するため、正式に昇任するまでの身分や待遇を整備する新たなキャリアアップ制度「女性教員上位職登用制度」を導入し、54 名の応募の中から 12 名を選考した。

若手教員について、令和２年度には123名（うち46名は任期更新）を採用した。令和２年度の本学の教員に占める若手教員（特定有期雇用教員を含む）比率は31.6%（昨年度：30.6%）となっており、これまでで最も高い比率となっている。

また、優秀な若手教員を確保し、次世代を担う若手研究者の重点的な育成を行うことを目的として、統合研究機構主導で、全学的に教員ポストの一部をテニュアトラック枠に変更することを検討している。

その他、複数財源により雇用することができるクロスアポイントメント制度職の拡大を行っている。これにより優秀な若手研究者を相応の処遇で雇用することが可能になっており、令和２年度は29名（昨年度：27名）の若手研究者をプロジェクト教員等として採用している。

外国人教員について、令和２年度には計15名（うち７名は任期更新）を採用した。令和２年５月１日時点で教員における外国人教員等の比率は34.3%（昨年度：34.3%）であり、昨年度と同じ水準である。今後、より一層外国人教員等を雇用するため、医学系・歯学系・研究所の教授公募は国際公募にて実施することに加えて、人事委員会で「外国人教員等の増加方策について（答申）」を作成のうえ、各種方策の実施に繋げている。

1—3 学生への支援

学生の孤立対策

遠隔講義を主体とした授業形態が継続していることによる弊害として学生の孤立問題が顕在化していることを受けて、学部学生有志が中心となり、それぞれの学年における問題点及び解決策を学生の視点で抽出した。抽出した結果については、統合教育機構が中心となって全学的な検討を行った。

また、特に第１学年学生が集まる教養部では、大学生活で友人との新たな交流機会が得られないことに寂しさと気力の喪失を感じている学生もいるため、教養部学生委員会や教養部コロナ対策室が中心となって、新型コロナウイルス感染拡大により対面授業が行えない中で学生が孤立しないよう、担任制の導入、学科別ミーティング、留学生・チューター・教員を交えた交流会、課外懇親会の実施等のサポートを行った。これらの取組により、学生間、あるいは学生と教員間の交流の機会を大学が積極的に提供することで、学生に対する一定の精神的サポートを行うことができた。

また、学生がメンタル不調に陥ることを予防するため、第１学年の全学生が受講する「スポーツ・健康科学」の中で本学の公認心理士・臨床心理士が講義を実施することで、第１学年学生のメンタルヘルスに対する理解を深めさせることができた。

1—4 入学者選抜

オンラインによる入試広報の実施

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、教育に関する各種イベントをこれまでと同様に開催することが困難となったため、開催形式をオンラインに変更することで、本学の受験を希望する学生に対する広報活動を継続した。

入試広報に係る取組として、令和２年度のオープンキャンパスはオンラインで開催し、2,249名が参加（学生の昨年度参加者数：3,963名）した。今回、オンラインでオープンキャンパスを開催することで、特に地方からの参加者からは、現地に行かずに大学のことが分かったと好評であった。

また、医学科及び歯学科において高校生を対象としたサマープログラムをオンラインで開催した。医学科サマープログラムには52名が参加して、新型コロナウイルスをテーマにした医師や研究者による講演を聴き、参加者によるテーマ別討論を行った。プログラム開催後に実施したアンケート（回答者数：48名）で、満足度は５段階中4.63であった。また、歯学科サマープログラムでは模擬講義や個別相談等を実施し、36名が参加した。

上記のように入試広報に係る取組をオンライン開催へ変更することで、新型コロナウイルス感染症拡大下においても、本学を志望する学生等に対する広報活動を継続して行うことができた。その結果、令和２年度の志願者数は1,201名（昨年度：1,336名）となった。

新型コロナウイルス感染症拡大下における個別学力検査等への対応

新型コロナウイルス感染拡大により、大学入学共通テスト及び一般選抜等において受験生への不利益が生じることがないよう、文部科学省の示す新型コロナウイルス感染症の対策方針を遵守するほか、大学入試センターと緊密に連絡を取った。文部科学省の方針に的確に従うため、関係する学内規則や申合せを見直し、各試験のマニュアル等における新型コロナウイルス感染者対策及びその周知を徹底することで、学内体制の整備・強化を行った。

東京外国語大学との連携

文理融合による多面的・総合的な選抜評価手法を開発して入学者選抜を実施するため、本学の入学試験において、引き続き東京外国語大学との連携を行っている。文理融合問題を特別選抜試験の問題の一部として東京外国語大学とともに作成し、本学の令和３年度入試（令和２年度実施）においても活用した。

また、後期の入学者選抜試験において、医学部医学科、歯学部歯学科に一名ずつ、東京外国語大学の教員を面接委員として加えることや、在学生に対して東京外国語大学と連携して思考力・判断力・表現力を測る民間テストを実施することで、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜を行い、全人的医療人に相応しい人材やグローバルな人材を選抜するための多面的評価・判定方法の確立に繋げている。

なお、入学者選抜において、面接委員に東京外国語大学の教員を加えることで生じる、文系の東京外国語大学教員と理系の本学教員の面接評価の特徴や観点の違いについて、教学IRチームが比較・分析する予定となっている。

1―5 その他の教育に関する取組

M&D データ科学センターへの大学院分野設置

令和２年４月に、本学における医歯学研究・医療・教育をデータサイエンス面で推進する中心的存在としてM&D データ科学センターが設置された。本センターが既設の組織と有機的に連携して、新たな学問領域であるメディカルデータサイエンス研究の礎を整備し、本学の医療ビッグデータにデータ科学という“目”を入れてセンター独自の研究を実施するとともに、そこで得られた研究成果等を基盤とした大学院教育を行う役割を担うため、本学の大学院医歯学総合研究科内に新たに統合データ科学分野、生物統計学分野、データ科学アルゴリズム設計・解析分野、AI技術開発分野を設置し、令和３年度より学生を受け入れることとした。これにより、M&Dデータ科学センターは、本学が「指定国立大学法人構想調書」で掲げる大学院修士課程「先制医療学コース」及び大学院博士課程「先制医歯理工学コース」のデータサイエンス教育の高度化を担うこととなり、大学院医歯学総合研究科の教育研究分野として教育面においても貢献することが期待されており、秋入学の大学院留学生が履修する科目「データサイエンス特論」から、実際に講義を開始した。なお、新型コロナウイルス感染症を始めとする新興・再興感染症への対策に係る教育研究を強化するため、M&Dデータ科学センターに「健康データ科学分野（仮称）」を令和３年度に設置することとして、教授公募を開始した。

Ⅱ 大学の研究の質の向上

2－1 研究活動の推進に係る取組

M&Dデータ科学センターの設置

バイオメディカル研究では、ゲノム情報解析や一細胞解析などにおいて大量の情報が取得可能となっており、その情報を統合的に分析して新しい解決策を生み出す可能性が高まってきている。医療においても、莫大な医療情報を統合的に解析し診療に活用すると同時に、病院内及び他機関とのネットワークを構築するなどの、先進的な「インテリジェントホスピタル」構想が現実化しつつある。それにとどまらず、ICT技術を用いた遠隔医療や、地球規模での公衆衛生（グローバルヘルス）等の空間的な広がりに加え、予防医学・先制医療等の時間的な広がりも起きており、医歯学研究・医療の範疇拡大とともに、解析すべき情報量も顕著に増加している。

このような社会的背景・要請を踏まえて、Society5.0 時代の新しい医歯学研究・教育及び医療を推進するために、令和２年４月に「M&Dデータ科学センター」を設置し、計10名のデータサイエンスの専門家を採用した。同センターは、医療データ解析等の学内共同研究や、全国展開している「コロナ制圧タスクフォース」に参加して研究を開始するとともに、附属病院の医療情報やビッグデータにアクセスし解析できる体制を構築している。さらに、東京大学医科学研究所のスーパーコンピューター「SHIROKANE」や理化学研究所のスーパーコンピューター「富岳」を利用した連携研究体制を構築するほか、設備整備費補助金にて令和３年３月にストレージサーバを導入し、本学が保有するビッグデータの保管・解析に向けた準備を進めた。

データウェアハウス（DWH）及びストレージサーバの導入

両附属病院において取得された膨大な診療データを保管、活用するため、医学部附属病院に診療データの保管・匿名化を目的としたデータウェアハウス（DWH）を購入した。また、M&D データ科学センターに診療データのバックアップ・解析及び利用者へのデータ提供を目的としたストレージサーバを導入し、ハード面の整備を行った。当該システムを導入することにより、医療ビッグデータ解析基盤の迅速かつ効率的な開発に大きく寄与することが期待される。

イノベーションアイデアコンテスト

新時代の医療・健康をデザインするアイデアを発掘・育成し、企業との提携・ベンチャーの起業を含む事業化への動きを活性化することを目的に、統合イノベーション推進機構、オープンイノベーション機構の共催で「イノベーションアイデアコンテスト」を開催した。企業との共同研究に繋がるアイデアの探索を目的とした「アイデア型」、起業に資するシーズを探索することを目的とした「事業化検討型」について募集を行ったところ、アイデア型では21件の提案があり、うち４件を採択、事業化検討型では６件の提案があり、うち２件を採択して、学長裁量経費から最大200万円の実現に向けた支援を行っている。本コンテストは有意義な知的財産アイデア発掘の場となったほか、大学認定ベンチャーの設立に繋がることが期待される。

バイアウト制度の導入

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和２年10月９日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とするバイアウト制度の導入を決定した。これは、研究時間を増やすことで当該研究プロジェクトの一層の進展を図り、もって本学の研究力向上に寄与することを目的とするものである。同制度を導入することにより、研究プロジェクトに専念する時間の増加、博士課程学生を活用することによる若手人材の能力向上や活躍促進に寄与することが期待される。

TMDUライフコース研究コンソーシアムの運営

令和２年２月に設置した「難病克服コンソーシアム」について、令和２年度の事業計画を各ユニットより募集し、研究費を配分、海外機関と共同研究などの活動を行った。先行して設置した「創生医学コンソーシアム（平成29年度設置）」、「未来医療開発コンソーシアム（平成30年度設置）」にも同様に研究費を配分し、研究活動を実施した。その結果、創生医学コンソーシアムから論文総数110編（うち国際共著論文数29編、Top10％論文数21編）、未来医療コンソーシアムから論文総数225編（うち国際共著論文数40編、Top10％論文数27編）、難病克服コンソーシアムから総論文数177編（うち国際共著論文数30編、Top10％論文数28編）の成果が上がり、本学の強みである研究領域を強化することができた。

機器共有事業

統合研究機構・リサーチコアセンターでは、学内に点在する高額な大型研究設備を含めた共同利用可能な研究設備の集約化とマネジメントを行っている。当センターでは、東京都との「創薬・医療系オープンイノベーションに資する大学保有機器等の共用に関する協定」を前年度より継続し、東京都と連携した研究機器の有効活用による、ベンチャー支援を行った。また、株式会社島津製作所との共同研究として、同社の先進的研究機器を学内外の研究者が使用できるように「機器シェアリング事業」を企画立案し、令和２年12月に契約締結、令和３年３月に事業を開始した。

このように、最新研究機器の導入や、旧式モデル機器のバージョンアップ、遠隔装置の付加など、先進的解析機器を重点的に整備した結果、リサーチコアセンター利用料収入は1,824万円（令和元年度1,902万円）となった。第１四半期については新型コロナウイルス感染症による影響を受けて対前年度比80.53％まで減少したが、第２四半期から第４四半期においては前年度と同程度以上の利用料収入で、年度を通して対前年度比95.88％となり、感染防止に留意しつつも例年と近い水準で研究活動を行うことができた。

次世代研究者育成ユニット

全学の各部局から選抜された若手研究者で構成された「次世代研究者育成ユニット」について、前年度に実施した研究報告会の結果を基に、今年度も研究費の配分を行った（計14名へ2,650万円を支援）。こうした支援の結果、令和２年度の14名の発表論文数は35編となり、前年度（15名）と同程度の実績（発表論文数：34編）を継続して挙げている。

疾患バイオリソースセンター保存管理システムの構築

統合研究機構・疾患バイオリソースセンターでは、医学部附属病院における新型コロナウイルス感染症患者のバイオバンク収集を行い、附属病院で診療する新型コロナウイルス感染症患者サンプルの疾患バイオリソースセンター保存管理システムを構築した。本システムにより、新型コロナウイルス感染症の病態解明に係る学内共同研究等の進展が期待される。

2－2 研究成果の社会への還元の促進等に係る取組

統合イノベーション推進機構の設置

本学は平成30年度に文部科学省「平成30年度 オープンイノベーション機構の整備事業」に採択されたほか、令和元年度には内閣府の「令和元年度 国立大学イノベーション創出環境強化事業」にも採択された。令和２年４月には、本学における知的財産の創出支援、保護及び活用を通じた産学官連携のより一層の推進を目的として、統合イノベーション推進機構を設置した。同機構を設置したことにより、産学官連携研究、とりわけ民間企業との大型共同研究（包括連携研究を含む）の推進が期待される。

産学連携に係る取組

平成30年度から、キヤノン電子株式会社と歯科用加工機の加工条件の最適化に関する共同研究や、口腔内スキャナーの精度検証を実施している。令和２年度からは新たに、最適な有床義歯のデジタル製作法の研究を開始し、同社との間でオープンイノベーション組織間協定を締結した。この連携により、両者の強みを活かし、医科・歯科診療のデジタルプラットフォームの確立に向けたイノベーション創出が期待される。

また、株式会社メトランとの間でオープンラボラトリーを開設し「次世代の呼吸補助装置の研究」及び「新型コロナウイルス患者の急増への対応を視野に入れた新型人工呼吸器の評価研究等」の２つの共同研究を開始した。

さらに、日本電子株式会社とヘルスケア領域における新たなサービス事業の創出・推進に関する協定を締結した。その上で、疼痛・再発予防を含む疾病予防等のヘルスケア領域における新たな予防・健康管理サービス事業の高度化を図るために、臨床研究を含む研究開発、人材育成、サービス内容の開発・提供等の連携を行った。

新型コロナウイルス感染症に関する研究成果

学内における新型コロナウイルス感染症に関する研究は基礎研究 25 件、臨床研究 68 件（計 93 件。うち、産学連携関連研究 16 件）が行われており、新型コロナウイルスの新たな変異株の同定や変異株の変遷について定期的な発表を行うなど、研究成果の社会への還元を積極的に行った。

2－3 難治疾患共同研究拠点

① 拠点としての取組や成果

拠点に係る取組（総論）

難治疾患共同研究拠点では、「疾患バイオリソース」、「疾患モデル動物」、「疾患オミックス」の３つの難治疾患研究リソースを活用した戦略的難治疾患克服共同プロジェクトを推進するため、国内外の研究者に同リソース群へのアクセスや、現有する先端解析支援施設の利用機会の提供を行っており、これにより、本邦の難治疾患研究の広範な発展に貢献することを目指している。具体的には、２件の戦略的研究課題、３件の挑戦的研究課題、42件の一般研究課題、13件の国際研究課題を採択し、所内教員と共同研究を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症に対し、難治疾患研究所に所属する研究者が部門や分野の枠を超えた共同研究体制を構築し、新型コロナウイルス感染症に関連する基盤研究を行う「新型コロナウイルス研究プロジェクト推進室」を設置した。本推進室では、新たな研究技術の開発・進展等を主眼とする基盤研究、更に医療応用に至る開発を主眼とした応用研究を推進した。具体的には、「ACE2様酵素838-CAPによるCOVID-19重症化阻止」、「コロナウイルス感染細胞内に形成されるオルガネラ様構造体の解析」、「プルランの免疫増強作用と COVID-19予防ワクチンへの応用についての研究」の３つの課題を採択し、新型コロナウイルスに関する基盤的共同研究を推進した。

拠点に係る取組（シンポジウム等）

最先端の疾患研究、生命科学研究の成果を広く国内外に発信し、国際的にトップクラスの研究者との討議を通して、新たな研究の展開を図ることを目的として、第５回トランスオミクス医学研究拠点ネットワーク形成事業シンポジウム及び2020年度難治疾患共同研究拠点シンポジウムを開催した。今回は「The Future of Trans-Omics in the Age of COVID-19」をテーマとして開催し、約100名の参加者があった。また、「難治疾患共同研究拠点セミナー」（第182 回、第188回～第195 回：計９回）を開催した。

拠点の研究成果

難治疾患共同研究拠点の研究成果として、英文原著論文を69編発表した。また、学内外との共同研究により、延べ171名の研究者を受け入れるなどの成果があった。

拠点活動による特筆すべき共同研究成果 22 件については、プレスリリースを行うとともに、研究内容を大学ホームページに掲載した。特に、「感染や炎症時に、造血応答を解析できる新たな方法の開発」や「腸幹細胞の枯渇や機能低下の原因を解明した研究」は、腸炎等の病態解明等に有効であり、国際科学誌 Blood, Nature Cell Biology で発表された。また、「免疫チェックポイントの PD-L1 分子が核内に移行する発見」は、がん治療に寄与するものであり、Nature Cell Biology で発表された。さらに、「指定難病である鏡-緒方症候群の原因遺伝子として RTL1 遺伝子を発見した研究」当該疾患の治療法開発に繋がる研究で、Development に発表された。

（共同利用・共同研究体制の意義に即した取組）

トランスオミクス医学研究拠点ネットワーク形成事業

ゲノムから代謝物に至る生体分子情報を横断的に理解するトランスオミクス研究を実現するため、「トランスオミクス医学研究拠点ネットワーク事業」を本学難治疾患研究所、九州大学生体防御医学研究所、徳島大学先端酵素医学研究所及び熊本大学発生医学研究所との連携により推進した。具体的には、当研究所が技術開発を担当した新規エピジェネティクス解析（DNA のシトシンメチル化、ヒドロキシメチル化解析技術）に関する技術講習会を開催した。

② 研究所等独自の取組や成果

難治疾患研究所では、研究室の垣根を越えて横断的に疾患研究を行う場として「難病基盤・応用研究プロジェクト」を設置し、がんや難病の克服を目的とした６件のプロジェクトを推進している。令和２年度においても、論文発表や特許登録等の研究成果をあげているが、本プロジェクト６件中４件で研究代表者を務めた准教授３名が他大学教授への昇任が決定するなど、研究成果が高く評価されている。

また、「未来ゲノム研究開発支援室」において、最新のCRISPR/Cas9 技術を用いて16件の遺伝子改変マウスを作製した。データサイエンスに関しては、多因子疾患のゲノム解析の基本データとなるGWAS およびeQTL データを解釈し、自らの研究に応用可能な人材、スーパーコンピューター「SHIROKANE」を利用してビッグデータサイエンスを行える人材の育成を行なった。

さらに、日本人特有の病気の予防や健康寿命の延伸のために大規模な疾患罹病性ゲノム変異の同定研究を進めた。具体的には、日本人21万人において42疾患を対象とした東アジア最大規模のゲノムワイド関連解析（GWAS）を実施し、320の遺伝的変異を同定し、欧米での研究で検出されなかった新しい25の変異を明らかにした。また、新規タンパク質分解機構GOMEDを発見し、この異常が神経変性疾患の原因となること等の知見を得た。

2－4 生体医歯工学共同研究拠点

①-1 拠点としての取組や成果

ネットワーク型拠点全体に係る取組（総論）

（共同利用・共同研究体制の強化に係る取組）

生体医歯工学共同研究拠点では、連携研究機関との協働により、生体医歯工分野の

先進的共同研究を推進し、我が国の生体材料や、医療用デバイス、医療システムなどの実用化を促進する拠点形成を目指しており、幅広い分野の研究者からの応募により共同研究を実施している。令和２年度は応募が 237 件あり、このうち 225 件が拠点外の研究機関からの応募であった。その多くがアカデミアからの申請であるが、産業界や海外研究機関からの応募も増加してきている。継続課題が 194 件と多いことは、共同研究が順調に進み、さらに深めたいと望む申請元が多いことの表れであり、一方で、新たに共同研究を希望する申請元も多く、43 件の応募があった（図２）。

また、応募・採択件数の推移については、当拠点の活動が始まった平成 28 年度から、応募件数、採択件数ともに順調に推移している。継続課題も多く、採択率が年々上昇しているため、複数年にわたる共同研究で、実用化に繋がる成果が上がることが期待される（図３）。

図２：令和２年度公募状況

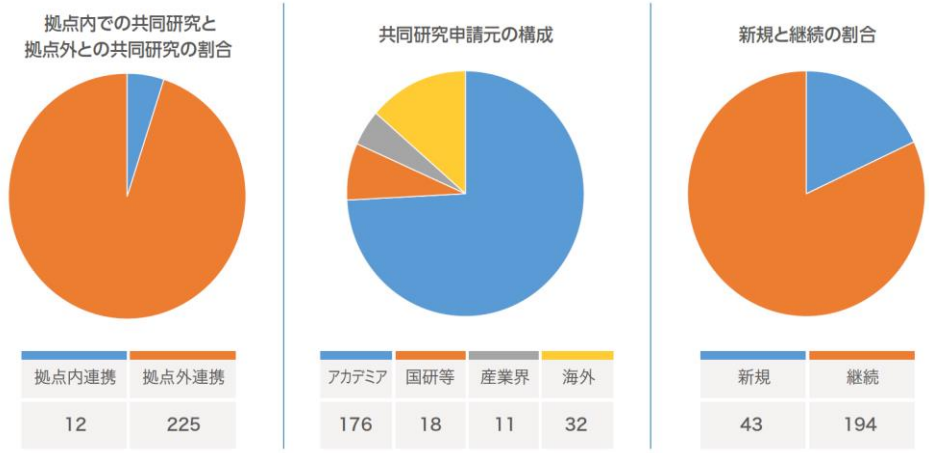

図３：応募・採択件数の推移

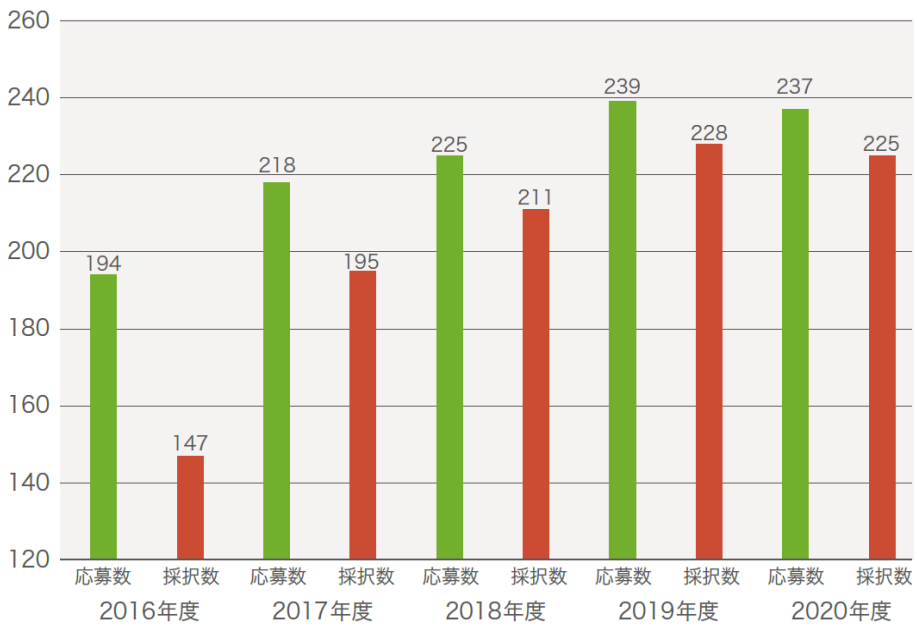

ネットワーク型拠点全体に係る取組（イベント）

研究成果を実用化し、企業との連携を深化させるため、拠点開始当初から Medtec Japan へ出展をしてきたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、対面での成果 PR が困難となったことから、成果の社会実装のために研究成果を紹介する WEB セミナーをシリーズ化し、医療関連企業に効果的に配信するため、約 700 社の会員を有する東京都の医工連携 HUB 機構と連携した。令和２年度は東京医科歯科大学生体材料工学研究所（令和２年６月）、東京工業大学未来産業技術研究所（令和２年９月）、広島大学ナノデバイス・バイオ融合科学研究所（令和２年 10 月）、静岡大学電子工学研究所（令和２年 12 月）の若手講師陣が Zoom によって講演し、毎回、製販企業、ものづくり企業、臨床機関、研究機関、行政・公的機関、コンサルティングなど 70～80 名が参加した。

ネットワーク型拠点全体の研究成果

生体医歯工学共同研究拠点全体における共同研究は 225 件を実施している。特に、機械学習を用いたリアルタイム大腸がん内視鏡診断支援システムに係る研究は、組込みソフトウエアとハードウエアアーキテクチャの協調設計に AI を組み合わせることで、従来よりも高度な画像診断が期待される。本研究成果は、国際科学誌 IEICE Transactions on Fundamentals of Electronics, Communications and Computer Sciences で発表された。

①-2 拠点に係る研究所個別の取組や成果

拠点に係る研究所個別の取組

令和３年３月に拠点の令和２年度成果報告会をオンライン開催（幹事校：生体材料工学研究所、参加者：257 名）し、ポスター発表 125 件、招待講演８件が行われた。口頭発表では水酸アパタイト、ガラクト脂質から生体モニタリング向けのフレキシブルデバイス、細胞解析デバイス、乳がん検出向けレーダーLSI 技術、SiC 半導体の幅広い応用、更には新規糖尿病治療法、新しい肺機能評価法が紹介され、生体材料、デバイス、医療と幅広い学術分野にまたがる生体医歯工学の俯瞰的な発表となった。

拠点に係る研究所個別の研究成果

生体医歯工学共同研究拠点全体の共同研究数は 225 件であり、そのうち生体材料工学研究所が実施した共同研究は 53 件であった。

特に、超分子表面の分子可動性と表面電荷による幹細胞分化制御に係る研究は、性質の異なる複数種の細胞・組織からなる複合組織の修復や再生のための足場としての応用が期待される。本研究成果は、国際科学誌 Biomaterials Science で発表された。

② 研究所等独自の取組や成果

生体材料工学研究所独自の取組（総論）

研究所内の研究強化を目的に、昨年度より継続して、研究業績調査、研究費獲得状況調査、若手支援、研究成果発表会及び研究所改組の検討などを実施した。

また、若手研究者及び大学院生の研究教育支援を目的に、IBB BioFuture Research Encouragement Prize（大学院生を対象とした研究支援）及び医歯科学研究助成（若手研究者支援）をオンラインで令和３年１月に実施した。同 Prize については、博士課程学生２名、修士課程学生 10 名、学部学生２名が発表し、うち最優秀賞３名（賞金 20 万円）、優秀賞３名（同 10 万円）を表彰した。また、医歯科学研究助成については、若手研究者１名に研究費として 100 万円を支給した。

生体材料工学研究所の研究成果

令和２年度は、公表論文 144 編（分野あたりの公表論文 13.1 編）、受賞 14 件、競争的研究資金の獲得 71 件、外部資金受け入れ 28 件、特許出願数 26 件、保有特許数 151 件、共同研究 136 件などの成果をあげた。分野あたりの公表論文数と特許出願件数が前年度から顕著に増加しており（令和元年度は、分野あたりの公表論文 11.9 編、出願８件）、そのことが特に、論文の質の向上にも繋がり、カテゴリー内順位が上位 10%以内及び 20%以内の原著論文がそれぞれ 21%、45%と前年度（それぞれ 15%、33%）から顕著に増加した。

とりわけ、グルコース応答性ゲルと中空糸を組み合わせた人工膵臓デバイスに係る研究は、血糖日内変動が劇的に改善され糖尿病治療への応用が期待される。本研究成果は、国際科学誌 communications biology で発表された。

Ⅲ 社会との連携、社会貢献

新型コロナウイルス感染症対策

本学では「医学部附属病院における新型コロナウイルス感染重度・ 中等症陽性患者の受入体制の構築」を最優先事項に位置付け、全学的な支援を行った（詳細はP36の「1－4 安全管理・危機管理に関する取組」を参照）。

共同研究グループ「コロナ制圧タスクフォース」への参画

日本医療研究開発機構（AMED）創薬支援推進事業が採択されたことに伴い、慶應義塾大学、大阪大学、東京大学医科学研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、東京工業大学、北里大学、京都大学及び本学では、感染症学、ウイルス学、分子遺伝学、ゲノム医学、計算科学を含む、異分野の専門家からなる共同研究グループ「コロナ制圧タスクフォース」を立ち上げ、本学からは５名の研究者が参加している。新型コロナウイルス感染症の脅威の一つとして、重症患者のうちの多くが短期間のうちに急に重篤化することが挙げられ、その救命のためには、大きな医療リソースを必要とする。本タスクフォースでは、最先端のゲノム解析技術を駆使して、新型コロナウイルス感染症が重症化するメカニズムの遺伝学的な基盤を明らかにするとともに、新型コロナウイルスに対する有効な粘膜ワクチンの開発を行うことを目的としている。令和２年度においては、全国から約 3,000 件の血液検体と約 1,600 件の臨床情報を収集するとともに、約 1,900 件の遺伝子解析を進め、日本人に特有の因子を含めて、重症化に関わる遺伝要因を同定した。

医療データ社会還元 WG

本学の指定国立大学法人構想調書において、「医歯学領域に特化した多階層からなるビッグデータをクリーンアップされ整理された形でデータベースとして構築し、高い付加価値を付与することにより2028 年度までにデータビジネスを展開して民間資金を得る」ことを掲げている。これを実現するため、医療データを社会へ還元するために検討が必要な課題について整理し、解決策について協議するとともに、医療データビジネスに関する大学戦略案を策定するため、「医療データ社会還元ワーキンググループ（WG）」を設置した。令和２年度においては、本学の医療データ社会還元における今後検討すべき課題についてデータ入力/データ研究/データ教育/データ連携/ルール整備の観点から取りまとめたほか、各分野・各研究室における専門性の高い独自保有データの有無に関する全分野・診療科を対象とする大規模アンケートを初めて実施し、対象となった211分野の約93%にあたる195分野から回答があり、データ有りと回答があった110分野から合計291件のデータの存在を確認した。また、効率的・効果的な医療データの収集方法について検討するプロジェクトチームとして「広範同意検討チーム」を外部の専門家を含めて立ち上げた。

四大学連合ポストコロナ社会コンソーシアムの開設

四大学連合憲章を基に、四大学連合で学際的な取組を強化し、新型コロナウイルス感染症及びポストコロナ社会に関する研究を進め、有効な対策に関する政策提言を行うとともに、四大学連合の実質的な研究及び教育の連携をさらに促進するため本学、東京外国語大学、東京工業大学及び一橋大学が相互に連携し、「四大学連合ポストコロナ社会コンソーシアム」を設置した（図４）。令和２年度は、第１回となるキックオフシンポジウムをオンラインで開催し、グローバルファンド（世界エイズ・結核・マラリア対策基金）局長によるポストコロナ社会における大学の役割に関する講演のほか、バーチャル会議システム「REMO」を使った少人数ディスカッションを四大学連合教員・学生が行うなど実質的な連携を促進した。

図４：四大学連合ポストコロナ社会コンソーシアム概要図

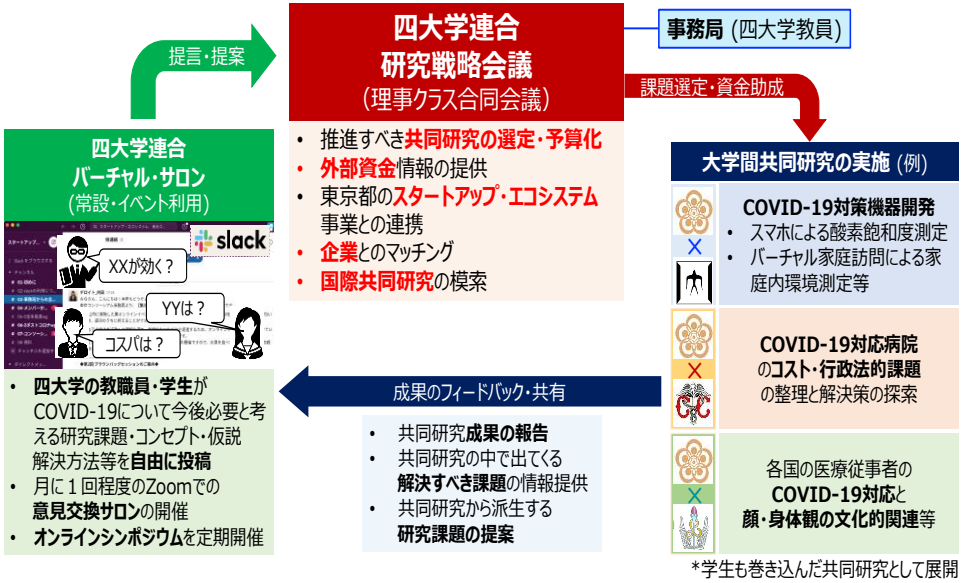

Ⅳ その他の取組

4－1 グローバル化に関する取組

HSLP の継続的な実施

生命科学研究・国際保健/医療政策・医療産業分野において世界を牽引する人材の育成を目的とした、完全英語履修のリーダー養成選抜プログラム「Health Sciences Leadership Program（HSLP）」について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて、令和２年度は新規履修生の選考、授業、ワークショップをオンラインで実施し、188 名が受講した。さらに、プログラムの効果測定及び質向上を目的として、HSLP アラムナイ動向調査を開始した。

その他、歯学科に所属する HSLP 履修者が主体となって、歯学科学生と歯学系留学生の交流イベントである「歯学科学生のための国際交流 networking 会」を令和２年９月に開催し、歯学関係の教員・学生・留学生 25 名が参加した。本会では、海外出身の留学生や海外研修に参加した日本人学生の経験談を聞いた上で意見交換を行った。これにより、異文化や多様な価値観への理解を深めるとともに、海外研修などの今後の学習を計画する上での参考情報を得る予定となり、コロナ禍においても国際交流に関心の高い学生同士のコミュニティの形成を行うことができた。

オンライン国際交流の実施

新型コロナウイルス感染症拡大により、これまで同様に学生を海外へ派遣することができないため、新たな取組として以下のオンラインによる国際交流を実施した。（図５：「オンライン国際交流の実施状況」参照）

オンライン国際交流プログラムとして、本学と交流の深いタイを中心にフィンランド、オーストラリア、アメリカ、イギリス、台湾と計 13 回の交流を行い、計 168 名の学生が参加した。これにより、コロナ禍で学生を海外へ派遣が実施できない状況でも、本プログラムを通して、英語学習や国際交流に対するモチベーションを持続させることができた。事後アンケートでは「オンラインなので気軽に参加できた。」、「コロナ禍での他国の学生の様子を知る貴重な機会となった。」、「このような機会があればまた参加したい。」などの意見のほか、外出の機会が制限されている中、学生同士の交流という点でも良い機会となったことが伺える意見も見られた。

令和２年度には留学生交流イベントとして、オンラインで順天堂大学との節分に関するイベントを実施した。本イベントはキャンパスに通うこともままならない学生にとって久しぶりの仲間との交流という点でも意味のあるものであり、参加した留学生の日本文化への理解が深まり、国際交流への関心を高めることができた。

人種/文化のほか、専門分野の点でも多様性に富んだ環境を提供し、そこで国際保健問題などを議論して革新的な解決策を模索することで、地域・文化・立場・価値観を超えた幅広い視点から物事を捉えるグローバル能力を獲得させるため、「Discussion Café」と題する本学と早稲田大学の日本人学生と留学生の交流イベントを計２回開催し、延べ43名（うち留学生13名）が参加したほか、新たに海外協定校とのオンラインによるDiscussion Caféを計２回開催し、延べ75名（うち海外協定校

からの出席者40名）が参加した。コロナ禍でもオンラインで海外大学との交流の機会を創出することで、学生が内向きの志向に陥りがちな中、参加者に対して、多様な文化・価値観・背景や視点を持つメンバーを尊重しつつ協働するグローバルリーダーに欠かせない経験を習得させるための機会を提供できている。加えて、人種、文化的背景、専門分野、将来目指すフィールドが異なる様々な学生が参加するため、学年や大学を超えたネットワークを形成することも可能となっている。

以上の取組の他に、グローバル教育イベントとして、海外経験者との交流強化の一環で実施している、基礎・臨床医歯学、医療政策・産業など様々な分野においてグローバルに活躍する方々と学生との交流イベント「Find-Your-Role-Model Session」を新型コロナウイルス感染症拡大下においても継続し、計６回（昨年度：４回）で延べ314名（昨年度：96名）が参加した。開催形式を初めてオンラインに変更したことで、時間・距離の壁を越えて海外在住のロールモデルとも容易に交流できるようになり、その結果、より多くの学生に対して、ポストコロナにおける海外派遣を意識させ、国際性と指導力を備えた人材育成に向けた道筋を作ることができた。

さらに、入学後早い段階から海外留学への意識付けすることを目的として、令和２年６月に第１学年の全学生を対象として、国際保健問題に関する英語模擬交渉ワークショップをオンラインで開催し、第１学年全学生のうち74.2%にあたる210名（昨年度：167名）が参加した。開催形式をオンラインへ変更することで、コロナ禍にあっても学生間の交流機会を創出することができたほか、より広範な学生へ留学の意識付けを行い、語学力・論理的思考力等グローバル人材に必要なスキルの必要性の認識を高めさせることができた。

図５：オンライン国際交流の実施状況

イベント名	交流先	参加者数
オンライン国際交流プログラム	タイ、フィンランド、オーストラリア、アメリカ、イギリス、台湾	168名
留学生交流イベント（節分）	順天堂大学との共催	58名
Discussion Café	早稲田大学	43名
	海外協定校	75名
Find-Your-Role-Model Session	基礎・臨床医歯学、医療政策・産業など様々な分野においてグローバルに活躍する方々	314名
英語模擬交渉ワークショップ	本学第１学年全学生	210名

ジョイントディグリープログラム

マヒドン大学とのジョイントディグリープログラムである「東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻」が新たに開講し、令和２年４月から３名が受講している。

また、チュラロンコーン大学及びチリ大学との各ジョイントディグリープログラムである「東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻」及び「東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻」において、各連携大学と本学の関係教員がプログラム運営に係る現状及び解決すべき課題について客観視するため、自己点検・評価に加えて、外部評価を実施した。指摘事項については、連携大学と本学との合同委員会で共有・協議し、改善事項については大学執行部を交えて協議を行うこととした。

その他、チリ大学とのジョイントディグリープログラムにおいては１年次学生を対象に、チュラロンコーン大学とのジョイントディグリープログラムにおいては在学生全員を対象にプログラム及び授業評価アンケートを行い、その結果について各合同委員会で共有し、学生からの意見に迅速に対応し改善を行った。

さらに、アンケート結果について、自己点検・評価報告書での報告を行っている。アンケートを実施することにより、学生がプログラムの運営や授業について率直な意見を述べることができるとともに、各連携大学と本学の関係教員がその内容について合同委員会で共有して改善意見については協議することで、スピード感をもってプログラムの改善に取り組むことができた。

4－2 附属病院に関する取組

教育・研究面

(1) 両附属病院

■臨床研究論文執筆コース（観察研究）の開設

臨床研究論文（観察研究）の実施を計画している医師・歯科医師向けに、生物統計及び臨床疫学に関する講義・演習を通して、履修期間中（４ヵ月間）に観察研究としての臨床研究に関する英文原著論文を完成させることを目的として、「臨床研究論文執筆コース（観察研究）」を開設し、９名の応募があり、５名が受講した。

令和２年 11 月から令和３年２月の４ヵ月間にわたり講義・演習を実施した結果、受講者２名が臨床研究に関する英語原著論文を完成させるなどの成果があった。今後、同コース及び臨床研究論文執筆コース（介入研究）の実施を通じて臨床研究論文の執筆数が増加することが期待される。

(2) 医学部附属病院

■生物統計学・データサイエンス部の設置

臨床研究のデザインと統計解析を中心に、研究から得られるデータの取扱い全般に関して助言や支援を行うことを目的として、令和２年４月に医学部附属病院臨床試験管理センターに生物統計学・データサイエンス部を設置した。

令和２年度は学内研究者より122件の生物統計相談を受け、臨床研究計画全般及び統計解析計画の策定や品質向上に寄与した。学外の研究者からも34件の相談を受けた。更に17件の臨床研究（うち4件は臨床研究法上の特定臨床研究）に試験統計家チームとして参画し、研究遂行に寄与している。また、２件の文部科学研究、18件の公的委託研究の研究代表を担当し、約7,000万円の研究費を獲得するとともに、多様な臨床研究及び学際的研究の統計解析に参画した。学内の臨床統計学講義、未来がん医療プロフェッショナル養成プラン、医学科クリニカルクラークシップで講義、実習担当に参加し、学内の臨床統計学のレベル向上と人材育成に貢献した。

■病院組織マネジメントを担う人材の育成

大学病院経営人材養成コース（文部科学省課題解決型高度医療人材養成プログラム）に７名の受講生（医師５名、医療従事者２名）を受け入れた。本コースでは、10年以上の実績を有する医療管理・政策学コース（MMAコース）科目の受講による知識の修得に加えて、実践病院経営ワークショップによる病院経営上の課題探索及び解決方法の検討や、担当教員・他の受講生との意見交換といった実践的な学習を行うことで、病院経営における経営戦略の企画・立案、実行能力を備えた病院組織マネジメントを担う人材を７名送り出すことができた。

■新型コロナウイルス感染症における重症患者の治療に対応できる人材の養成

「国立大学病院における新型感染症対策高度医療人材養成事業」及び「新型感染症対策高度先端医療人材養成事業」において、ECMO等を用いた治療に関する基本的手技や知識習得のためのトレーニング、更に診療現場での実践的な経験を通して、新型感染症における重症症例患者の治療に対応できる人材の養成を行った。

■特定行為に係る看護師の育成

令和２年４月より、看護師の特定行為研修を開講し、外科術後管理領域（12区分22行為）については３名、術中麻酔管理領域（６区分15行為）については２名が受講、令和３年３月に研修を修了した。本研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身に付けた看護師の育成ができた。

(3) 歯学部附属病院

産休・育休等により離職していた歯科衛生士の復職支援や免許取得直後の新人歯科衛生士に対する臨床実践能力の獲得及び離職防止を図ることを目的として平成 29 年度に設置した歯科衛生士総合研修センターにおいて令和２年度は新型コロナウイルスへの感染対策を講じながら 18 名の受講生を受入れ、これまでに延べ 150 名の修了生を輩出している。

診療面

(1) 両附属病院

令和３年１月より一部の診療科において、医学部附属病院及び歯学部附属病院双方の初診患者予約について、紹介状の簡素化・省略及び双方の予約取得を可能とする運用を開始した。

(2) 医学部附属病院

令和３年４月１日開設に向けて、オンラインセカンドオピニオン外来の開設準備を行った。

■新型コロナウイルス感染症への対応

コロナ外来診療センター開設まで、図６のとおり対応した。なお、令和２年度は年間を通じて重症病床を稼働させて、継続して受け入れたため、重症患者の受入れ延べ人数は東京都内で最多となっている。

図６：コロナ外来診療センター開設までの対応

日付	対応内容
４月２日～	新型コロナウイルス感染症陽性患者の受入れを開始
４月 13 日	新型コロナウイルス対策室を設置
７月７日	コロナ肺炎外来を開設
９月７日	CT の追加稼働（コンテナ）
９月 17 日	コロナ外来診療センターを開設

(3) 歯学部附属病院

■新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の診療支援のため、歯科診療を継続しつつ院内のクリーンルーム歯科診療施設（陰圧室）を転用し、歯学部附属病院の一部（陰圧室）を使用して５月13日より７月３日の間「COVID-19肺炎疑い紹介外来」を開設した。PPE着用、ユニット間の遮蔽、口腔外バキュームの設置などの感染対策を講じ、診療を継続した。

運営面

(1) 両附属病院

■病院再整備

理事・副学長（医療・情報担当）が座長を務める一体化コアミーティングを開催し、医科棟から歯科棟に移転する部門の検討を行い、耳鼻咽喉科・頭頸部外科外来と眼科の外来・病棟・手術室を移転する方針となった。

再整備スケジュールと概算工事費を見直し、附属病院における財務状況のシミュレーションを行った。検討を踏まえて、令和３年度は機能強化棟外構工事等と医科A棟手術室改修を文部科学省に概算要求する方針となった。

■両附属病院一体化への取組

令和３年10月１日の病院一体化に向けて、病院長等が構成員である一体化推進委員会、副病院長や若手の医師、歯科医師が構成員である一体化PT及び各医療現場の責任者が担当者となっている一体化作業部会で、一体化を見据えた診療部門、中央診療部門（薬剤部、検査部、放射線部など）、医療安全部門及び感染制御部門の組織体制の整理や各部門における運用の検討・整備を行った。また、事務部門においては各課題等の抽出や各会議及び委員会等の整理を進めた。

(2) 医学部附属病院

令和２年７月にベッドコントロールセンターを設置し、院内のベッドコントロールを一元化することにより病床の効率的な稼働を実現した。

(3) 歯学部附属病院

病院収入の安定的な確保のため、特別対応委員会及び保険算定向上WGを設置し、診療報酬算定の向上やインフォームドコンセントの標準化などの課題に取り組んだ。私費診療の拡大を図るべく、デジタルデンティストリーや先端歯科診療センターでの歯科ドックの私費診療設定を行い、増収に向けた取組を行った。

２．業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

特記事項（P.22）を参照

(2) 財務内容の改善に関する目標

特記事項（P.27）を参照

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

特記事項（P.31）を参照

(4) その他の業務運営に関する目標

特記事項（P.35）を参照

３．　戦略性が高く、意欲的な目標・計画の状況

（１）国際水準の教育研究の展開（ユニット１）

中期目標【25】	国際化に対応した教育研究体制の樹立のため、学長のリーダーシップの下、統合教育機構や統合国際機構などを活用して、学内環境の整備を行うとともに、国内外の優秀な学生や教員を集め、国内外の教育研究機関との交流規模を拡大し、国際通用性の高い人材を育成することにより国際的認知度向上を図り、世界大学ランキングの医学分野ランキングをトップ 100 まで向上させる。
中期計画【36】	グローバルヘルス推進人材育成等に係る取組を推進し、留学支援・留学生支援を継続・拡大することにより、卒業生(学士)に占める海外経験者の割合を平成 33 年度までに医学科 46.0%、歯学科 36.0%、保健衛生学科 20.0%まで引き上げるとともに、全大学院生に占める外国人留学生の割合を平成 33 年度までに 22.0%まで引き上げる。 また、国際標準を用いた外部認証評価受審を進めるなど国際通用性を意識した教育プログラムの質保証を推進する。
令和２年度計画【36-1】	グローバルヘルス推進人材育成等に係る取組を推進し、令和３年度までに卒業生(学士)に占める海外経験者の割合を医学科 46%、歯学科 36%、保健衛生学科 20%以上へ増加させるとともに、全大学院生に占める外国人留学生の割合を 22%以上へと増加させることを念頭に、留学支援・留学生支援を継続・拡大する。 また、国際標準を用いた学部毎の外部認証評価受審のための支援をする。
実施状況	**１．留学支援** 令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で当初予定していたとおりの学生の海外派遣が実施できなかったが、オンラインの活用により一部では学生派遣を実施することができたため、卒業生（学士）における海外経験者割合は 31.3%（医学科 39.2%、歯学科 36.7%、保健衛生学科 18.9%）であった。なお、昨年度までの派遣実績については e-learning システムである WebClass やホームページに報告書、アンケート結果、海外経験者からのメッセージを掲載している。また、医学科一年生を対象とした MIC（Medical Introductory Course）では令和２年９月 29 日の「卒前留学の意義」で留学経験者の報告会を実施した。 **２．留学生支援** 本学で受け入れる優秀な外国人留学生を増加させるために、令和２年度で採用が終わる「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の継続プログラムを申請し、プログラム「歯科医学グローバルリーダーシップキャンパス」が採択された。当該プログラムを通して、優秀な外国人留学生を確保するとともに、このプログラムに応募する外国人留学生のニーズを把握することで、より優れた教育プログラムを提供することができる。上記の取組等により、令和２年度における全大学院生に占める外国人留学生の割合は 20.9%であり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けつつも、前年度の 20.6%から増加した。 **３．国際通用性を意識した教育プログラムの質保証推進** 令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で派遣が実施できなかったため、派遣に代わる新たな取組としてオンライン国際交流プログラムを実施した。令和３年３月までに交流の深いタイを中心にフィンランド、オーストラリア、アメリカ、イギリス、台湾等と計13回の交流を行い、延べ168人の学生が参加した。（P10「4－1 グローバル化に関する取組」を参照）

	中期計画【37】	チリ大学、チュラロンコーン大学との間に、ジョイントディグリープログラムを開設・運営し、国際共同教育研究と人材育成を行うとともに、海外での研究機会を拡大する。 また、先端的国際共同研究を戦略的に推進し、外国人研究者の積極的な招聘を行う。これらの取組と合わせて年俸制やテニュアトラック制の拡充を含む人事制度改革等を行い、全教員に占める外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の割合を平成33年度までに34.0%まで引き上げる。
	令和２年度計画【37-1】	ジョイントディグリープログラムに関し、アンケート等を実施し、カリキュラムなどの改善に役立てる。 また、最先端研究ネットワークや学術交流協定を活用、世界最高水準の外国人研究者を招聘し、国際共同研究を締結する。 その他、外国人教員等比率については、教員の33.5%を目標とし、継続的に国際公募を行う。さらに、人事委員会において立案した方策に基づいた採用活動等を推進する。
	実施状況	**１．ジョイントディグリープログラム（JDP）** マヒドン大学とのジョイントディグリープログラム（JDP）が新たに開講し、令和２年４月から３名が受講している。また、チュラロンコーン大学及びチリ大学との各ジョイントディグリープログラム（JDP）において、各連携大学と本学の関係教員がプログラム運営にかかる現状及び解決すべき課題について客観視するため、自己点検・評価に加えて、外部評価を実施した。指摘事項については、連携大学と本学との合同委員会で共有・協議し、改善事項については大学執行部を交えて協議を行うこととした。（P11「4－1 グローバル化に関する取組」を参照） **２．海外での研究機会の拡大及び外国人研究者の招聘** 海外拠点を設置しているガーナにおける野口記念医学研究所共同研究センターとの感染症に関する共同研究では、多くの現地若手研究者をリサーチ・アシスタント（RA）として雇用し、拠点教員が中心となって、研究指導を行い、人材育成を推進した。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガーナへの渡航を見送っていたが、令和２年12月上旬～令和３年１月中旬に拠点教員がガーナへ短期渡航を行い、現地の状況や研究の進捗度を確認し、日本の関係教員と情報共有を行った。 **３．外国人教員等の割合の向上に向けた取組** 令和２年５月１日時点で全教員に占める外国人教員等の割合は 34.3%であり、昨年同様に高水準を維持している。令和２年度は、人事委員会で決定した「外国人教員等の増加方策について（答申）」を踏まえ、外国人教員等の割合向上に関する目標達成に向けた具体的方策として、医学系・歯学系・研究所における教授公募の国際公募での実施、全教員に対しての外国での教育研究歴の定期的フォローアップを行った。

（２）統合的先制医歯保健学の世界的教育・研究拠点形成（ユニット２）

中期目標【6】	医歯学、口腔保健学、看護学、臨床検査学、生命理工学の各分野に求められる深い専門性と高度な技術を習得した、国際性、創造性豊かな人材を育成する。また、異分野を融合した先制医療を推進する人材の育成を行うため、新たな研究科を設置するとともに、将来のグローバルヘルス領域のリーダーおよび研究者を養成し、健康長寿社会の実現に寄与する。
中期計画【7】	各専攻のカリキュラムに、外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した施策を盛り込むとともに、コースの増設および日本語コースからの切り替えにより英語のみで卒業できるコースを平成33年度までに７コースに増加させる。 また、新たな国際社会人大学院コースの設置により、国際社会人大学院コース修了生のうち外国の大学等で教育に携わる者の占める割合を60%以上の水準にする。 その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターによる大学院進学支援等の取組により、同センターの大学院進学支援プログラム修了生のうち大学院進学者の占める割合を60%以上の水準にする。
令和２年度計画【7-1】	カリキュラムに、外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した科目を導入する。 また、英語のみで修了できるコースについて、コースの継続・発展のための改善を行う。 さらに、国際社会人大学院コースを運営し、大学等で教育に携わる者を育成する。 その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターによる大学院進学支援プログラム修了生のうち、大学院進学者の占める割合を60%以上の水準に維持する。
実施状況	**１．外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した科目の導入** 外国語によるコミュニケーション能力を向上するための科目として前年度に引き続き、大学院版「Health Sciences Leadership Program (G-HSLP)」を開講した。（P２「1－1 教育の内容及び成果等」を参照） **２．英語のみで修了できるコースの整備** 令和２年度は英語のみで修了できるコースを17コース開講した。特に、平成30年度から大学院修士課程グローバルヘルスリーダー養成（MPH）コース（履修者８名、うち留学生４名）及び博士課程国際社会人大学院コース（履修者３名）を継続して運営していることに加えて、令和２年４月には博士課程グローバルヘルスプロフェッショナルコース（GHP）を新たに開設（受講者４名）し、コースの充実を図ることで本学の教育の国際化を推進することができた。また、大学院修士課程グローバルヘルスリーダー養成（MPH）コースにおいては、学生の声を取り入れ柔軟に対応することで、授業動画の質が向上したほか、多様な授業形態を取り入れることができた。 **３．国際社会人大学院コース** 現行の大学院医歯学総合研究科のカリキュラムを活用して国際社会人大学院コースを継続的に運営し、令和２年度は３名の履修者についてカリキュラムに則って履修させている。 **４．看護キャリアパスウェイ教育研究センターに係る取組** 看護キャリアパスウェイ教育研究センターでは、第５期履修生４名（令和２年10月～令和３年９月在籍）の大学院進学とその後の学修継続に必要な基礎学力・研究推進能力の向上を目指し、135 単位のゼミ、２週に１回程度の個別面接指導を実施した。その結果、看護キャリアパスウェイ教育研究センター第５期履修生４名全員が看護系大学院を受験・合格したため、修了生のうち、大学院進学者の占める割合は100%となった。

	中期計画【8】	既存の教育研究組織を見直して、健康科学領域の先進的な教育研究を担当する新たな研究科を平成30年度に設置するとともに、当該研究科に集学的アプローチで学習するグローバルヘルスリーダー養成コースや先制医療学コース、先制医歯理工学コースを開設するなどして、将来のグローバルヘルスや先制医療を担う人材育成を行う。その成果として、同コース修了者のうち、統合先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合を 60%以上の水準にするとともに、統合先制医歯保健学関連の英語論文数及び国際共著論文数を現行の1.5倍に向上させる。
	令和２年度計画【8-1】	大学院医歯学総合研究科修士課程グローバルヘルスリーダー養成コースや先制医療学コースについて、評価を行う。 また、博士課程先制医歯理工学コースのカリキュラムを検証する。 上記のコース修了者のうち、統合先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合を60%以上の水準にする。 さらに、グローバルヘルスリーダー養成コースの博士課程版であるグローバルヘルスプロフェッショナルコース（仮称）を開設し、確実に運営する。
	実施状況	**１．新設したコースの実施状況** 令和２年度における修了者について、大学院医歯学総合研究科修士課程グローバルヘルスリーダー養成（MPH）コースは７名、先制医療学コースは２名であった。また、先制医歯理工学コースについて、生命理工医療科学専攻において初めての修了者８名を出した。上記の修了者について、統合先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合は76%となっている。

○ 項 目 別 の 状 況

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	○学長のリーダーシップに基づいた大学運営 世界に冠たる医療系総合大学への飛躍のために、学長のリーダーシップによる取組によりガバナンス機能を強化するとともに、学内外関係者の意見反映の強化を推進する。併せて、学長のリーダーシップに基づいた大学運営の浸透および愛校心の醸成に係る取組を拡充し効果的な大学運営を推進する。 ○戦略的な学内資源配分 学長のリーダーシップの下、本学の強み・特色を活かした学内資源配分等の経営戦略を立案できる体制を拡充し、世界に冠たる医療系総合大学への飛躍のための戦略的な配分を実施する。 ○人事の適正化 多様な人材を採用・活用するため、弾力的な人事・給与制度の改革等により女性教員・年俸制教員の比率を向上させるほか、役員・管理職についても、女性登用を推進する。また、適切な人事評価に応じた教職員処遇を行うことにより、大学の機能強化・活性化を推進する。

中期計画	令和２年度計画	進捗状況
【45】 学長のリーダーシップに基づいた取組を推進するために、「学長指針」として、「国際化」・「教育」・「研究」・「医療」・「社会貢献」・「管理運営」の重点項目に関する具体的な方向性および取組計画を教職員 FD・SD(Staff Development)やホームページ等を通じて学内外に周知するなどガバナンス機能の強化に係る取組を推進する。また、現行の創立記念行事等をさらに充実させるとともに、学長と各部局の教職員との懇談会を年４回程度定期的に実施することにより大学運営方針の浸透および愛校心の醸成を推進する。	【45-1】 「学長指針」の「重点項目」に関する具体的な取組状況及びその成果について引き続き検証する。 また、さらなる愛校心の醸成や大学認知度向上を目的に、創立記念行事等の内容について、アンケート内容や他大学の開催状況等を検証し、より効果的な開催時期や内容・構成・周知方法等に向けての見直しを行い、学生及び一般参加者等も含めた参加者数の増加を目指す。 その他、学長と各部局の教職員との懇談会等の年４回程度の開催を継続する。	Ⅳ
【46】 平成 29 年度までに監事へのサポート体制を拡充するとともに監事の協力のもと、これまで部局における業務運営や財務等に関する事項が主な監査対象であった定期監査について、組織編成を含めたガバナンス等についても監査を行うなど監査範囲を拡大し、監査結果を大学運営に反映させる。 また、海外拠点等の外国人教員等からも定期的に意見を聴取する仕組みを構築する。さらに、学外有識者より、本学が実施する事業や運営などについて意見・提案を受ける場を設け、提示された意見やアイデアを反映した取組を行う。その他、学生からの意見聴取の取組についても、全学に拡大し大学運営に活用する。	【46-1】 各部局における、監事監査の指摘事項の改善状況を調査票及びヒアリング等により把握し、不十分な場合は改善等を促し、より適切な大学運営実施を可能とするフォローアップ報告を監事へ行う。 また、引き続き、経営協議会の学外委員等をはじめとした学外有識者から定期的に意見・提案を受ける場を設けるほか、海外拠点等の外国人教員等から定期的に意見を聴取する仕組みを構築する。 その他、学生からの意見や評価を教育に反映させる体制が適切に機能しているかどうかを評価し、必要な改善を行う。	Ⅳ
【47】 平成 29 年度までに学内外の情報を収集・集約したデータベースの運用を開始するとともに、平成 31 年度までに学長企画室を拡充し、人的・物的・財的資源に係る資源配分機能を集中させる運用体制を導入する。さらに、IR 機能を活用して学長が多角的に大学の現況を分析し戦略的な資源配分を行う体制を確立する。	【47-1】 前年度までに分析したデータの検証を行うとともに、倫理審査システムと連携して全学 IR システムを増強させる。	Ⅲ

【48】 人事管理について、従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度を稼働させ、既存事業の見直し等により人件費を削減し、この財源の一部を学長裁量経費に充当し、政策経費等の戦略的経費として資源の再配分等を実施する。	【48-1】 人事管理について、前年度行った効果検証に基づいた新たな人員管理方法を稼働させる。 また、現行の人事・給与制度のさらなる検証を進め、インセンティブの強化策及び時間外労働の縮減等による人件費の抑制方策・削減方策等を検討する。 その他、学内資源の戦略的再配分ができるよう、学内予算の動向を注視しつつ、学長裁量経費を充当する。	Ⅲ
【49】 学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、平成33年度までに、全教員に占める割合を女性教員で28.0%、年俸制教員で40.0%に向上させる。役員・管理職についても、女性登用を推進し、役員で12.5%、管理職で11.1%以上の水準とする。 また、評価制度について継続的に見直しを行うとともに、平成30年度に国際通用性を見据えた人事評価制度を導入するなど人事評価システムの拡充および当該システムによるデータのｗｅｂ化やデータベース化を行うことで、評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進める。	【49-1】 学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、引き続き全教員に占める年俸制教員の割合100%を達成する。 女性登用についても、女性教員の全教員に占める割合を向上させるため、引き続き休職・休暇制度の整備を進める。また、既存の休暇制度等を有効に活用することができるよう、管理職員をはじめとした教職員に対して当該制度等の周知を行う。 評価制度については、新たな評価領域や複数年評価の導入を検討するほか、教員活動実績基礎資料を充実させ、評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制に向けての改革を進める。	Ⅳ

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1)　業務運営の改善及び効率化に関する目標
　② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	○教育研究組織の見直し・再編成等 　社会的な役割やニーズを踏まえた上で教育研究組織に関する不断の検証を行い、学内資源の最適化、大学間連携を含めた教育研究組織の見直し・再編成等を行う。

中期計画	令和２年度計画	進捗状況
【50】 　学内外の教育研究データを集積・分析する体制を整備し、客観的なデータに基づく学内資源の最適化を実現するシステムを構築する。 　また、四大学連合等の大学間連携や医歯工連携を強化した教育研究体制を構築するとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制を整備する。 　その他、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラムの開発を行うため、柔軟かつ機動的な組織編制を可能とする教育研究体制を確立する。	【50-1】 　前年度までに分析したデータの検証を行うとともに、倫理審査システムと連携して全学IRシステムを増強させる。 　また、四大学連合等の大学間連携を強化するための体制について検討を継続するとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制を拡充する。 　その他、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラムを推進し、前年度策定した効果測定方法を実施する。	Ⅳ

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	○事務組織の機能・編成の見直し 既存の事務組織体制の検証を行い、従前のスタイルに捉われない事務組織の効率化・合理化を行うとともに、定期的に再検証を行う。 ○事務処理の効率化・合理化 検証体制を強化し、事務処理の見直し、組織改編、人員の適正配置等を実施するとともに、アウトソーシングや他機関との連携等により事務の効率化・合理化の取組を推進する。

中期計画	令和２年度計画	進捗状況
【51】 既存の事務組織について、平成 28 年度に検証 WG を設置し、平成 31 年度までに事務組織体制の検証を行い、検証結果および大学の課題を反映した柔軟なタスクフォースを設置し、課題解決に臨む。また、組織の検証にあたっては、監事からの意見も反映させる。	【51-1】 事務組織検証 WG 等で策定した事務職員削減計画に基づき、事務組織体制や職員配置等の再構築に向けた取組の実施又は実施準備を行う。 また、時間外労働・年休取得状況に関するヒアリング及び人事ヒアリング等を継続して実施し、各部局における業務の平準化等の課題解決に向けた事務組織体制、組織の適正人数、職員配置等の検証、見直しを、監事の意見を反映させながら継続する。	Ⅲ
【52】 組織内での検証体制を強化し、既存の事務処理の検証を行うとともに、各部局の所持する数値データ等を集約する等の取組により事務処理の効率化・合理化を推進する。 また、検証による組織改編および人員の適正配置並びにアウトソーシング等の取組により事務職員の時間外労働時間の減少および有給休暇取得率の向上を推進する。 その他、他機関との連携については、四大学連合の活用や近隣大学との連携等を提案・協議し、平成 33 年度までに他機関と連携して、共同研修等の新たな取組を実施する。	【52-1】 引き続き、事務合理化・効率化に関する計画に基づき、取組の進捗状況管理及び効果の検証を行い、改善点の洗い出しを行う。 また、既存の事務処理の改善状況を調査票及びヒアリング等により把握し、各部局での成功例や好事例を検討資料として情報提供し、組織の適正人数、職員配置等について検証、見直しを行うことで、人材配置を調整し、事務職員の時間外労働時間の減少及び有給休暇取得率の向上を推進する。 その他、他大学等との連携に関して、引き続き順天堂大学との共同 SD を実施するとともに、他機関と連携した新たな取組について検討を行う。	Ⅳ

（1）業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1 ガバナンスの強化に関する取組

大学運営方針の浸透に係る取組、大学改革アイデアコンテスト 【年度計画45-1】

新学長は、就任した令和２年４月１日に、「知と癒しの匠みを創造し人々の幸福に貢献する」という理念に基づき、東京に位置する医療系国立大学として、コロナ禍に正面から取り組むことは本学の使命であるとして、新型コロナウイルス感染症克服への取組を最優先課題とすること、教育・研究を可能な範囲で継続すること、「力を合わせて未来を拓く」を学長の方針とすること、「教職員全員の自律と協調による開かれた明るい大学」とすることを目標としていることを、学内HPに掲載するとともに、全学メールで周知した。

また、６月に全学教職員研修（全学FD・SD）を実施して、教員、職員、学生、同窓会代表者などへ、改めて学長の方針・目標を示すとともに、中期目標・中期計画に基づく大学の将来像、方向性などについて共有して、意見交換を行った。研修終了後には、研修の中で回答することができなかった全ての質問に対して、学内HP上で回答するとともに、当日の動画や資料を掲載して、当日参加できなかった者が閲覧できるように対応した。令和２年度は過去初めてとなるZoom WebinarとYou Tubeによるオンライン開催とし、さらに初めてとなる学生の参加を認めたため、参加者数は最終的に1,000名（常勤教職員831名。非常勤職員、学生など169名）となり、前年度の約２倍となったほか、内容や開催形式についても好評を得た。

加えて、令和４年度から始まる第４期中期目標期間に先立ち、ポストコロナ時代の新しい大学づくりを進めるにあたり、本学に所属する教員、職員、学生にとってより魅力ある大学環境づくりが進むよう、全学FD・SD終了後に「大学改革アイデアコンテスト」を実施し、広く教職員・学生から大学の改革に関するアイデアを募集した。計73件の応募の中から６件の改革アイデアを採択し、採択アイデアの取組状況を学内ホームページで掲載している。

その他、大学運営方針の浸透に係る取組として、方針を学長と理事が合議し、学長が決定し、理事が部局の自律的な活動の調整を行う体制にするため、役員会（週１回）の他に役員懇談会（週１回）、学長・理事懇談会（週３回）、理事との個別面談（週５回）を行うなど、ガバナンス体制を強化した。

学外理事の登用 【年度計画46-1】

客観的・複眼的な外部からの意見を反映するとともに、多様な人材の活用による大学の経営力を強化するため、２名の学外理事をそれぞれ「グローバル化担当」、「IT化・業務改善担当」として登用し、得られた意見や指摘を大学運営に反映する体制を整備した。

戦略的な学内資源配分 【年度計画47-1】

学長裁量経費について、部局からの申請に基づくボトムアップ型と学長が全学的観点から重要度・緊急度が特に高いと判断するトップダウン型の配分を実施しており、令和２年度においては、医療ビッグデータを活用した先制医療の観点を取り入れた研究支援（ボトムアップ型）や新型コロナウイルスの病態解明という社会的ニーズが高い研究支援（トップダウン型）等を実施した。

将来に向けた安定的な財政基盤の確立を目指し、人件費削減を着実に実施するとともに、学内資源配分の最適化を一層進めることを念頭に、セグメント別の予算編成・執行管理の実施を進めた。

効果的な予算配分の実施の観点から、学内の主要な事業について事業レビュー（予算の見える化）の仕組みを構築し、今年度については、令和元年度から事業を開始した「スペースチャージ制度」を対象にレビューを実施した。

2 人事の適正化に関する取組 【年度計画48-1,49-1】

多様な人事制度の構築に向けた取組

学長より本学初となる「ダイバーシティ＆インクルージョン推進」の宣言、基本方針及びアクションプランを表明し、男女共同参画、女性教員の上位職登用や活躍推進を強力に推し進めた。また、本宣言等を大学ホームページ上で公表するとともに、全学メールにて周知し、学内外に広報した。

さらに、女性教員の上位職比率改善のための新たな登用制度（キャリアアップ制度）を導入し、正式に昇任するまでの身分及び待遇を整備した（図７）。令和２年度においては12名を選考し（応募：54名）、令和３年４月からキャリアアップ教員となった。

図７：キャリアアップ制度概要

職名	「講師（キャリアアップ）」、「准教授（キャリアアップ）」として名称付与
名称付与期間	キャリアアップ期間は、３事業年度
給与	キャリアアップ期間中は、30,000円/月（年額360,000円）を手当支給
インセンティブ	キャリアアップ期間中は、必要に応じ研究支援員の配備を認める。
対象者	助教及び講師（いずれも特任を含む）
人数	22名を上限とし３事業年度において選考
正式登用	キャリアアップ教員は、キャリアアップ期間の最終年度において昇任審査を受け、承認された場合は正式昇任の新規ポストとして上位職登用する。また，期間猶予が認められた場合は、研究成果の創出に２年を限度（１年更新）として猶予期間を与える。なお、不承認となった場合は、名称付与を終了し職責を戻す。 新規ポストは、学長裁量ポストとして６名を確保する。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止措置として、令和２年３月より特例的に在宅勤務を認めていたが、10月より「新しい生活様式」等の社会情勢を踏まえて、多様な働き方を可能とし、職員のワークライフバランスの向上とともに、業務の生産性、効率性を推進することを目的として、テレワークを制度化した。本制度は常勤事務職員の約７割が利用するなど、多様な勤務形態を選択可能とすることができた。

人事改革

優れた人材の登用及び優れた人材の流出を防止するため、①分野編成における柔軟性・機動性を持たせること、②人員配置における大胆なメリハリをつけることを目的に、これまでの人事委員会のシステムを大幅に見直し、部局ごとの教員の人員配置や准教授、講師及び助教の採用等の選考等を審議する教員選考委員会を新たに人事委員会の下に設置したほか、従来の教授選考委員会の構成員等を見直して、部局ごとの特性に応じて、適正な教授選考を実施する仕組みを整備する等の人事委員会改革を令和２年10月に実施した。

TMDU型教教分離の検討

学術動向等を踏まえた柔軟な分野・カリキュラム編成を可能にするため、教教分離を実施する他大学へのヒアリングを行うとともに、役員懇談会にて計５回にわたってTMDU型教教分離の可能性について議論を行った。また、カリキュラムや複数の分野で構成された横断的な教育研究体制である現行の「領域制」を見直すため、検討を開始した。

3 教育研究組織の見直し・再編成等に関する取組　【年度計画 50-1】

指定国立大学法人構想推進体制の構築

指定国立大学法人に指定されたことを受け、約10年後、世界レベルの卓越した大学を実現するために掲げた取組に関し、学長のリーダーシップの下、構想の進捗管理や全学的な推進にあたって所要の検討を行うため、指定国立大学法人構想推進体制を構築した。具体的には、学長と各統合機構の長及び事務局長、アドバイザー（非常勤理事）で構成する「トータル・ヘルスケア戦略推進本部」、各統合機構の副機構長、広報部長、M&D データ科学センター長等で構成する「トータル・ヘルスケア戦略推進会議」を設置し、指定国立大学法人構想の推進に必要な戦略について検討する体制を整えた。令和２年度においては、指定国立大学法人構想関連事業予算配分について決定するなど、構想実現に向けて着実に取り組んでいる。

4 事務組織の機能・編成の見直しに関する取組　【年度計画 51-1】

事務局長の下、新たに業務改革TEAMミーティングを設置し、課別の時間外労働の経年比較や、他の国立大学・医系国立大学との事務職員規模の比較を行い、組織の適正人数に関する検証を行った。その後、デジタル化推進本部（本部長：学長）が立ち上がり、その配下にデジタル化推進本部タスクフォースを設置し、学内全体のデジタル化に向けた検討を開始した。

5 事務処理の効率化・合理化に関する取組　【年度計画52-1】

コロナ禍において、感染対策を取りながら、業務の生産性を維持するため、WEB会議システム（Zoom）の利用、テレワーク支援システム（Splashtop）の導入を行った。新システムを導入することにより、学内会議は原則としてWEB開催で行ったほか、テレワーク利用は常勤事務職員の約７割が利用するなど、ITを活用した合理化・効率化について、大きく進展することができた。

また、ハンコレスへの対応や契約書等の電子化を目的として、文書処理規則の改正をした上で電子署名システム（DocuSign）を令和３年１月に導入し、従来まで紙で行っていた契約業務等を電子化した。加えて、前年度に導入した電子決裁システムは、自宅等あらゆる場所から決裁を行えることから、印鑑を押すために出勤する、いわゆる「ハンコ出勤」の機会を削減し、コロナ禍のテレワーク推進に寄与することができた。なお、令和元年12月の全学導入から令和３年３月末までに約２万件の文書の電子化を達成している。

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	
	○外部資金の確保 外部資金の確保のため、科研費については教員１人につき１件以上の申請を目標に、第２期の平均採択率、平均採択件数と比較し各々を増加させる施策を実施するとともに、その他外部資金の獲得策についても公募情報の積極的な提供および採択に向けての指導助言等の取組を実施する支援体制を強化する。 ○附属病院収入の確保 附属病院運営の効率化等の取組を推進し、財政基盤の充実・財務状況の健全化を図り、安心・安全な医療を提供するための経営基盤を確立する。

中期計画	令和２年度計画	進捗状況
【53】 外部資金の積極的確保に向け、インセンティブ等を拡充し一層の獲得を促進するほか、公募や応募状況、採択に関する分析情報を学内に周知し、研究者の意識向上を推進するとともに、申請書作成に係る知的・人的支援を行い、科研費等の採択率、採択件数を増加させる。 また、産学連携研究センターおよびURA室の連携を強化し、パートナー企業の協力のもと本学シーズ発の医師主導治験、先進医療を推進することにより、ライセンスフィーおよび寄附金等を増加させる。	【53-1】 外部資金の確保に向けて、前年度に引き続き TMDU オープンイノベーション制度を民間企業に紹介し、包括連携及び戦略的共同研究の増強に取り組む。 また、科研費等に関しても、各戦略会議やセミナー及び HP において公募や応募状況及び採択に関する分析情報を URA 室より発信し、研究者の意識向上を推進するとともに、名誉教授による申請書の添削等の知的・人的支援の強化・拡充を検討・実施する。 さらに、産学連携研究センター及び URA 室の連携を強化し、外部資金の増加策を立案するとともに、特許等知的財産戦略による事業や研究開発計画を実施する。	Ⅳ
【54】 大学基金について、趣旨を明確に伝え、学内行事等やホームページ等を通じ一層の周知強化を行うとともに、コンビニ決裁の導入等により寄附者の利便性を高めるほか、多様な特定基金の設立および寄附者へのインセンティブの向上等により寄附を促進する。 また、土地・建物等の財産貸付料金等について、社会経済情勢等を勘案しつつ見直しを行うほか、学内共同教育研究施設において、学内外からの共同利用を促進させ、施設・設備等利用料を徴収する仕組を導入する。	【54-1】 大学基金について、学内行事やホームページを通じた周知を引き続き行うとともに、前年度までに実施した寄附金受入増加のための方策について分析し、より効果的な周知方法等の検討を行う。 また、所有不動産の価値に見合った貸付料を維持できるよう、社会経済情勢等を勘案し、貸付料について継続して検証し、必要が認められる場合には貸付料の改定を行う。 さらに、共同利用を促進する各センターにおける学内外の共同利用状況及び収支状況を引き続き検証し、検証結果に基づいた見直しを進める。	Ⅳ
【55】 保健医療管理部による内部監査などを通じて保険診療の適正化を進めるとともに、診療報酬改定等の状況変化に的確に対応することにより病院収入を確保する。併せて管理会計システムの活用等により診療科毎の収支状況について検証し、人件費、診療経費の見直しに努めるなど病院運営の効率化を推進し、収益率を改善させる。また、保険外療養の拡充や臨床研究の推進により更なる収入確保を推進する。	【55-1】 医学部附属病院においては、保険診療及び診療報酬請求の適正化を進めるとともに、入院診療については、平均在院日数の縮減により入院患者数と平均診療単価を向上させる。また、令和２年診療報酬改定に的確に対応し、病院収入を確保する。さらに、管理会計システムを含めた診療指標の分析結果を出し、それに基づき、各診療科に具体的な収益改善策を提示する。 歯学部附属病院においては、厚生局の指導結果や診療報酬算定上で必要となるカルテ記載について、関連委員会で協議、指導を行い、診療報酬算定の適正化を進める。また、部門別原価計算等の指標を用いて、病院長ヒアリングを引き続き実施し、診療科における課題抽出と業務改善のための現状確認を進める。さらに、私費診療体系の適正化を進めるため、良質な診療方法については積極的に私費料金体系に組み入れるなど、私費診療の増加を促進する体制を整える。	Ⅲ

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
② 経費の抑制に関する目標

中期目標	○経費の抑制 医療系総合大学としての教育・研究・医療の維持・向上を図るため、既定経費の定期的な見直しおよび検証も含めた省エネルギー対策等の取組を行うことにより一般管理費比率を抑制し、業務運営の合理化・効率化を推進する。

中期計画	令和２年度計画	進捗状況
【56】 各部局へ配分している管理的経費等の既定経費について、業務運営の合理化・効率化（IT 化、アウトソーシング、他大学との物品の共同調達等）を進めるなど、不断の見直しを行い、毎年１％以上を削減する。	【56-1】 管理的経費等の既定経費の削減に向けて、「TMDU 経費削減アクションプラン」等の経費抑制方策を実行しつつ、その効果を検証し、必要に応じて見直す。 また、経費節減に係る取組状況を検証するとともに、業務運営の合理化・効率化を行うため、複数年契約、アウトソーシング、物品の一括購入等を進めるにあたり、調達業務における委託契約等の個々の契約において可能なものから見直しを行い、管理的経費の抑制を行う。 これらの取組を通じて、管理的経費等の既定経費について、１％以上を削減する。 さらに、前年度までに導入した評価に基づく昇給の影響や昇給停止年齢の追加による効果を検証する。 加えて、大学の財政状況を踏まえ、時間外労働の縮減等により、人件費削減を検討及び実施する。	Ⅳ
【57】 省エネ機器の導入および運転管理の工夫などの省エネルギー対策等の取組により年平均１％以上のエネルギー消費原単位の低減を推進するほか、医学部附属病院基幹・環境整備を始めとした設備の改修等に際して、省エネ機器の導入等により管理的経費を抑制する。 また、外部の検証機関において毎年度実施する特定温室効果ガスの削減量の検証とあわせて、担当部署においてエネルギー削減量の検証を行うなど着実な省エネを推進する。さらに、平成 29 年度までに電気設備および機械設備の運転保守管理業務の包括化を完了させる。	【57-1】 年平均１％以上のエネルギー消費原単位の低減に向け、省エネルギー機器を導入する。さらに、省エネルギーに資する運転管理を実施する建物を拡充する。 また、エネルギー削減量の検証を行い、省エネの取組の成果・効果を明確にした着実な省エネを推進する。	Ⅲ

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	○資産の運用管理 保有資産の活用状況を継続的に検証し、資産運用コンサルタント等の外部有識者の知見も活用しつつ、有効活用方策等を検討のうえ、資産活用の最適化を推進する。

中期計画	令和２年度計画	進捗状況
【58】 学内資金の活用状況を調査し、その結果を踏まえ、運用益の増収を図るために運用効率等を向上させるとともに資産の有効活用の検討に基づいて対処する。 また、財産貸付料金について、社会経済情勢等を踏まえた見直しを行うとともに、土地・建物等についても、活用状況等を踏まえ統廃合をはじめ売却も視野に不断の見直しを行う。	【58-1】 学内資金の活用状況を調査し、引き続き、運用益の増収に係る検討を行うとともに、運用効率等の向上、資産の有効活用について、運用手法の見直しを必要に応じて行う。 また、所有不動産の価値に見合った貸付料を維持できるよう、社会経済情勢等を勘案し、貸付料について継続して検証し、必要が認められる場合には貸付料の改定を行う。 その他、法改正後における国の資産活用方策等をめぐる動向を踏まえ、保有資産の有効活用について具体策を検討する。	Ⅳ

（２）財務内容の改善に関する特記事項等

1 外部資金等の確保に関する取組

大型共同研究増強と間接経費率引上げ等に伴う学内環境整備　【年度計画53-1】

令和元年度において、全ての新規共同研究の間接経費を10%から30%へ転換するとともに、包括連携プロジェクトや大型共同研究等は間接経費に加え戦略的経費を導入する仕組みを構築した。令和２年度においては、引き続き間接経費等に関する企業の理解を得るために、間接経費の使途を明確にするとともに戦略的経費の仕組み（どのような場合に、どの程度を設定するか等）を整理したことで、全ての新規共同研究の間接経費率30%の達成とともに、間接経費に加えた戦略的経費の受入は30件となった（令和元年度：８件）。

科研費、共同研究、受託研究等その他競争的外部資金　【年度計画53-1】

科研費をはじめとする競争的外部資金獲得の増加を目的として、統合研究機構を中心に、引き続き科研費説明会の実施や名誉教授による計画書の添削業務等の支援を行っている。これらの取組の結果、科研費の獲得額は18億3,278万円（令和元年度：17億2,395万円）に増加した。

また、産学連携に係る取組として、統合研究機構において発明や案件ごとでの情報共有体制を維持強化し、学内の研究シーズ及びニーズをタイムリーかつ遺漏なく共有し、共同研究に繋げる体制を構築するとともに、オープンイノベーション制度を前年度に引き続き進めた結果、学外機関との共同研究は386件（令和元年度：355件）、受入額８億5,010万円（令和元年度：８億4,607万円）に増加した。受託研究についても1,117件（令和元年度：957件）、受入額27億3,031万円（令和元年度：14億8,825万円）と大幅な増加となった。

その他外部資金等の確保に関する取組　【年度計画53-1,54-1】

国立大学病院として新型コロナウイルス感染症に全学を挙げて対峙した経験を活かし、学長の強いリーダーシップの下、本学の教育・研究・診療能力を横断的に結集し、今後も発生が予想される新興再興感染症や国際感染症を想定したうえで感染症の研究・診療を行い、それらを担う人材を育成する有機的な集合教育・研究基盤である「グローバル感染症征圧プラットフォーム」（仮称）構想を掲げ、人件費４名分、設備費1.9億円、補助金１億の措置を受けることとなった。

また、内閣府が実施する令和２年度国立大学イノベーション創出環境強化事業においては、コロナの影響がある中でも、獲得民間資金を拡大させている点や知財に対する支援体制を強化、ライセンス拡大による知財収入が計画を大幅に上回っている点が評価され、当初予定の１億円に1,000万円上乗せされた計1.1億円の交付を受けた。

その他、令和２年度国立大学経営改革促進事業においては、学長の経営方針、人材育成、データビジネスへの期待、産学連携などが高く評価され、その他の申請大学の平均点数23.7点に対し、本学の平均点数32.8点と大きく上回り、２億2,370万円の交付を受けた。

学内共同教育研究施設であるリサーチコアセンターにおいては、学内外からの共同利用を促進し、施設の維持管理経費に充てる仕組みの実証実験として、大手検査機器メーカーと共同運営するシェアリングラボ事業を開始した。

附属病院における取組　【年度計画54-1】

医学部附属病院では、管理会計システムを含めた診療指標の分析結果に基づく各診療科への具体的な収益改善策を令和２年９月の病院長ヒアリングの資料として提示し、診療科とともに検討を行っている。令和２年度は、コロナの影響もあり、令和２年８月時点では、目標値であるDPCⅡ期退院率が70%台を割っていたが、令和３年３月時点では72.27%であり、目標値であるDPCⅡ期退院率70%台を維持している。

歯学部附属病院では、ここ数年で本院に歯科診療及び歯科技工に用いるデジタル機器を導入し、年々使用頻度も高くなってきており今後もその需要は高くなることが想定されるが、現在の私費料金体系にはそれらを想定した項目の設定がないため、増収策として、新たにデジタルデンティストリー関連の私費料金項目を設定し、口腔内スキャナーを用いた口腔内装置の製作や診断及び患者指導を目的とした口腔内のデジタルデータの採得に係る項目を算定することとした。

2 寄附金の獲得に関する取組　【年度計画 54-1】

大学基金等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策基金」を立ち上げ、大学として新型コロナウイルス感染症に立ち向かうための外部資金の確保に尽力した。コロナ禍における本学の対応姿勢が社会から高く評価されたことで、令和３年３月末時点で1,132件、１億3,100万円の寄附を集めることができた。なお、令和２年度においては、同基金から医療従事者への福利厚生のため、費用を支出した。

また、令和２年４月より大学基金と病院基金を統合し、基金システムを導入することにより、統一した基準での情報蓄積が可能となり、より具体的に寄附者の傾向を評価でき、寄附者の特性に合った募金戦略の構築が可能となった。

加えて、募金活動の推進母体となるTMDUサポーターズクラブを立ち上げ、卒業生だけでなく、支援者になりうる附属病院の元患者や有力寄附者を含めて構成された組織を構築し、令和２年度においてはメンバーへのメールマガジンの配信を開始した。

こうした取組により、令和２年度における基金への寄附件数は1,795件となり（令和元年度446件）、寄附金額は２億6,500万円（令和元年度4,200万円）となるなど、大幅に増加した。

3 経費の抑制に関する取組　【年度計画 56-1】

一律値引きなど購入経費の節減に直結することが見込まれる通販サイトの導入を開始した。導入にあたり、通販サイトの業者とシステム構築の打合せを重ね、導入後の値引率について交渉した結果、通常の通販サイトの価格より10%引きで運用を開始することができた。病院を除く事務部門と一部の分野を対象として、令和２年10月より通販サイトを導入した結果、事務用品の購入額が570万円から510万円と半年で60万円（約11%減）の経費を削減することができた。

時間外労働の削減に向けて、平成30年11月以降、会議体にて事務職員の部署ごとの一人当たり平均時間外労働を毎月報告している。報告の際には、前年度比較と並べて見せることで、削減の状況を一目で確認できるように工夫をしている。令和２年度においては、約５割程度の部署が前年度と比較して時間外労働が縮減しており、事務職員一人当たりの時間外労働時間も前年度比で約２時間/月の縮減となった。

また、大学の財政状況に応じた賞与支給を行うため、予算編成時の収支見込を基に賞与予算を決定する「賞与係数」の仕組みを平成29年度から導入している。これは年度の賞与予算に対して0.8から1.2の係数を乗じることで、大学の財務状況に応じた賞与支給を可能とするもので、令和２年度においては、当初予算で支出超過が見込まれたため、賞与係数を0.92としたことで、約３億7,000万円の人件費を抑制することができた。

令和２年度人事院勧告への対応については、勧告どおり本学の賞与（勤勉手当）の成績率を0.05月引下げた場合の影響額は約4,200万円の削減となるが、新型コロナウイルス感染症対応の最前線で働いている教職員も含めて、職員全体のモチベーションが著しく低下することが想定されたため、賞与の引下げを実施しないこととした。なお、引下げ後の国の平均支給率は4.45月となるが、現行の本学の賞与（勤勉手当）の成績率は、評価区分３（標準）で3.9月（賞与係数（0.92）を加味すると3.59月）であり、国の平均支給率より低くなっている。

4 保有資産の活用に関する取組　【年度計画 58-1】

保有資産の活用

平成29年度に国立大学法人として初めて国立大学法人法第34条の２に基づく貸付認可を受けた駿河台地区の一部を駐車場事業者へ貸し付ける計画については、平成30年9月の貸付開始以降、継続して約2,400万円/年の固定収入を得ることができている。また、平成30年度に認可を受けた２件（①駿河台地区土地活用事業、②塔の山地区土地活用事業）の貸付開始（事業開始）へ向けて、令和２年度は既存建物の取壊しや新規建設を行っており、当該貸付の実施により、約２億2,000万円/年の収入が見込まれる。

また、本学が保有する不動産等の有効活用を通じ、協働してオープンイノベーションと世界屈指のヘルスケア・サイエンス拠点の形成を推進するため、令和３年３月に三菱地所株式会社と不動産等活用企画に関する協定を締結した。具体的には、①不動産の有効活用及び関連する知的資産の有効活用、②財務基盤の強化、③オープンイノベーション拠点・エコシステムの形成に係る協力・連携などについて、相互に連携することとしている。

その他、大学の自己収入の増加を目指し、令和２年度は２件のネーミングライツ契約を開始した。本契約の締結により、約200万円/年の収入が見込まれる。また、学内施設の一部空きスペースについて、学校法人や国・地方公共団体等を対象とするレンタルオフィスとして貸付できるよう環境整備及び体制整備を行い、令和２年度に１件契約を開始した。本契約の締結により、約110万円/年の収入が見込まれる。学内共同教育研究施設であるリサーチコアセンターにおいて、学内外からの共同利用を促進し施設の維持管理経費に充てる仕組みの実証実験として、大手検査機器メーカーと共同運営するシェアリングラボ事業を開始した。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(3)　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
①　評価の充実に関する目標

中期目標	○評価の充実及び評価結果の活用 　自己点検・評価および外部評価を厳正に実施するとともに、学長が進捗状況に係る総括を行う仕組み等を構築し、評価結果を大学運営の改善に活用する仕組みを強化する。

中期計画	令和２年度計画	進捗状況
【59】 　全学的な評価システムの改善充実を行い、自己点検・評価、年度評価、中期目標期間評価および認証評価を適切に実施する。特に、法人評価については、毎年度の評価結果に基づき、期待する取組と改善が必要な取組等に区分し、関連会議および部局に対して、具体的に次年度に求められるアクションプランを提示し取組の推進・改善を促す。	【59-1】 　法人評価結果等に基づき、「次年度に期待される取組概要」をアクションプランとして関連会議及び部局に対して提示し、さらなる発展・改善に資する取組を行う。 　また、自己点検・評価を適切に実施するとともに、年度計画に係る各部局の令和２年度計画の実施状況調査を行うほか、中期目標・中期計画の達成状況について、調査を行うとともに、第４期中期目標期間に向けた体制づくりを検討する。 　大学機関別認証評価については、自己評価書作成のための情報収集を行うとともに、作成を開始する。 　その他、全学的な評価システムの改善に資する取組を行う。	Ⅳ

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
② 評価の充実に関する目標

中期目標	○情報発信の推進 世界に冠たる医療系総合大学として飛躍するため、本学が実施する医学・歯学・生命理工学等の緊密な連携による教育・研究・医療に関する取組や海外の大学等との国際交流プログラムなど特色ある活動を積極的に情報発信する。

中期計画	令和２年度計画	進捗状況
【60】 特色ある本学の教育・研究・医療等に関する活動についてわかりやすく日本および世界にアピールすることにより、諸活動の社会への還元と本学の知名度の向上に資する広報を行う。活動状況等については各部局および大学全体に情報源を求め、教育・研究・医療・社会貢献・国際化の観点から情報発信データとして整理し、さらに、大学ポートレートに反映させることで内容を充実する。 発信内容については各ステークホルダーのニーズに対応した最適化を行い、発信方法については広報実績を踏まえた有用性と利便性の点検を行った上で広報目的および対象に応じた多様な媒体を利用した、日本語および英語による国際的な情報発信体制を構築する。学内での情報の共有化のための情報発信についても検証により改善策を推進する。	【60-1】 本学の教育・研究・医療等に関する活動について、広報部を中心として、広報誌やホームページ等を通じて発信する。特に、プレスリリースについては、平成 27 年度比で 130%程度を維持しながら、より有効な発信方法について検討する。 また、教育・研究・医療・社会貢献・国際化に関する活動状況等について、各部局及び大学全体から情報収拾する現存の体制を維持し、より効率的に本学の優れた取組・ブランド力をアウトリーチするため、ホームページ等の発信方法を改善する。 さらに、本学への取材申込の動向や大学関連の新聞掲載記事の傾向について分析することにより、一般向け広報誌、英語による広報誌、国際研究情報配信媒体、SNS を利用した発信について、各ステークホルダーに対応した最適化を行う。 その他、アンケート等による検証に基づき、学内での情報の共有化のため改善した情報発信策を推進する。	Ⅳ

（３）自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1 評価の充実に関する取組　【年度計画 59-1】

評価情報室の拡充

第４期中期目標・中期計画の策定に向けて、令和３年２月、理事（研究・評価担当）を室長とした評価情報室に「指定国立大学法人構想」の策定に携わった教員２名と、同構想において重要な役割を担う「M&Dデータ科学センター」教員１名の計３名の教員を追加し、合計６名の体制となった。また、令和３年４月より「目標・評価情報室」（室長：理事（目標・評価担当））に組織を改めることとし、第４期中期目標期間に向けた体制を強化した。

IR室の強化

エビデンスに基づいた経営判断を支援する「IR室」の活動をより円滑に推進するため、令和２年１０月に「IR事務室」を設置した。併せて、BIツール（データに基づいた意思決定支援ツール）を導入し、北海道大学が開発したテンプレートを利用するため、使用許諾契約を北海道大学と締結し、BIツール・テンプレートを利用した研究IRデータ（論文数及び外部資金獲得額等）の可視化に取り組んだ。

令和３年１月から人事委員会にBIツールを提供し、研究IRデータ（論文数及び外部資金獲得額等）とともに、分野構成員等の人事データのエビデンス利用を開始した（図８）。

図８：可視化テンプレート

2 情報発信の推進に関する取組　【年度計画60-1】

情報発信に係る取組

新型コロナウイルス感染症対応をどのように行ったかを広報部や新型コロナウイルス対策本部、診療科、分野が協力し、積極的に動画・静止画撮影を実施し、報道機関へ動画や画像を提供した。本学の職員がテレビ出演依頼や新聞等の取材を受け、テレビ・新聞等への露出が増えたことにより、本学の知名度向上に役立った。

また、SNS を活用した国際的プレゼンス強化促進の取組として、研究紹介動画（TMDU Research Activities）による最新の研究発信を 13 件行うとともに、研究者向けのターゲティングメールを 47,174 件送信した結果、動画は 2,552 回視聴されたほか、企業より複数の共同研究の申し出があり、２件の共同研究が成立した。また、令和２年度よりプレスリリースと同時に Twitter でも発信を開始した。本学の最先端研究成果を論文発行とほぼ同時に発信することにより、論文の閲覧と引用数の増加、ブランド向上、国際共同研究への展開などが期待される。

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営関する目標
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	○施設等の有効活用の推進 学長のリーダーシップのもと、施設点検評価により学長裁量スペース等を設け、新たな医療イノベーション創出等のために提供するなど施設設備の有効活用を実施する。また、施設の長期的利用に向けた品質確保のため、計画的に施設機能の維持保全を行う。 ○施設等の整備 キャンパスマスタープランの実現に向けた取組と医療系総合大学としての持続的発展を推進する。また、その方針に沿って附属病院の機能強化のための施設等整備を検討する。

中期計画	令和２年度計画	進捗状況
【61】 施設点検評価を実施し、施設利用状況を検証したうえで、学長が有効活用について戦略的に発案できる体制を構築し、共用スペースの拡充、再配分等を行い、既存施設を有効に活用する。 また、施設パトロール等により既存施設・設備の状況を的確に把握し、その結果を踏まえ、長期修繕計画を見直し、計画的な修繕により、施設の維持保全を推進する。 その他、高額な大型研究設備等について、学内共同教育研究施設等への集約化を行い、全学的に利活用できる設備として効率的かつ効果的に運用する。	【61-1】 施設点検評価を実施し、共用スペースの拡充及び再配分等を行うために必要な情報について学内調整を開始する。また、前年度より導入された全学スペースチャージ制度で確保された財源により、施設の修繕・予防保全を推進し、施設を良好な状態に維持する。 さらに、実施予定表に基づき施設パトロールを行い、建物･設備状況を確認し、維持保全に必要な修繕費用を算出するとともに、施設パトロール等の結果を踏まえて長期修繕計画を見直し、計画的に施設の維持管理および改修等整備を行う。 その他、統合研究機構において、機器・試料・施設等の各種リソースの一元管理体制の効果等の検証に基づいて立案した改善策を実施する。 加えて、資金とスペースの有効的活用の支援を継続する等の取組により、湯島・駿河台・国府台地区の総合的かつ有機的な研究環境整備を継続的に促進する。	Ⅳ
【62】 既存の施設整備長期計画を、学長のリーダーシップのもと、大学の戦略構想やアカデミックプランに則したキャンパスマスタープランへと拡充するとともに、当該プランに基づいたアクションプランを策定し、実現に向けた取組を行う。 また、附属病院についても第三期中期目標期間中に附属病院の機能強化を推進するための施設改修整備を検討する。	【62-1】 アクションプランに基づき、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）により、計画的な施設の維持保全のための整備を実施する。 また、医学部附属病院の機能強化のための再整備を進める。	Ⅲ

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営関する目標
② 安全管理に関する目標

中期目標	○安全管理・危機管理 安全管理・危機管理体制の検証を行い、改善を推進することにより安全管理・各種管理体制を強化し、労働安全衛生法・環境管理に関する法令等を踏まえて安全性・信頼性のある教育研究診療環境を確保する。その他、安全管理・危機管理に関連した大学間連携を実現する。

中期計画	令和２年度計画	進捗状況
【63】 平成 29 年度までに、既存の安全管理・危機管理体制を検証し、体制の見直しや強化を推進する。平成 30 年度からは更なる充実に向けた取組について実施または実施準備を進めるとともに、平成 33 年度までには各取組について再検証を行うことにより、安全管理体制を強化する。特に、両附属病院においては、病院長のガバナンスの下、事業継続計画（Business continuity planning）を策定し、大規模災害等を想定したシミュレーション等を連携して行う。 また、ガイドライン・マニュアル等についても、様々な状況を想定し、改訂・作成作業を進め周知徹底するほか、研修については、役員および教職員に対し職種・職階別に段階的に実施する。その他、安全管理・危機管理に関連した大学間連携について、企画・検討を行い、平成 33 年度までに危機管理に関する情報共有体制の構築等に係る取組を実施する。	【63-1】 安全管理・危機管理体制の見直し検討結果を基に、さらなる管理体制の見直しを継続するとともに、各部局での取組状況について検証し、危機管理に関する意識レベル改善を継続的に行う。 さらに、学生に係る対応として、寄宿舎の「緊急時対応マニュアル」について、さらなる見直しを行う。 また、医学部附属病院においては、訓練の実施に伴い顕在化した課題の解決に向けて検討を行い、必要に応じて BCP（事業継続計画）や災害対策マニュアルの見直しを行う。 歯学部附属病院においては、災害対策担当を WG から委員会に格上げし、危機管理体制を強化すると共に BCP（事業継続計画）の策定に係る準備を行う。 その他、安全管理について周知と教育をより徹底するため、環境安全における新たな情報を提供するなどの研修会を実施するほか、環境保全及び化学物質の適正管理のため、管理担当者、管理責任者等による定期的な巡視を実施する。 令和３年度までに危機管理に関する情報共有体制の構築等に係る取組を実施することを念頭に、安全管理・危機管理に関連した他大学との大学間連携について、検討を行う。	Ⅳ

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営関する目標
③ 法令遵守に関する目標

中期目標	○法令遵守 研究不正および個人情報漏洩の防止を含め法令遵守に係る取組を強化するとともに、監査体制を強化し学生を含めた全学的な遵守を徹底させる。

中期計画	令和２年度計画	進捗状況
【64】 法令遵守に係る全学的なガイドラインを策定し、現行の各委員会等の組織体系および法令等に基づく適正な法人運営・組織の管理責任を明確にするとともに、法令遵守に係る各種取組について、既存の取組の検証を行うなどさらに充実させる。 内部監査体制を強化し、定期的な検証および啓発を行うとともに、研修等の拡充や年度途中の採用者についての受講方法等を検討のうえ確実に受講させるなどの取組を行い、学生を含め大学構成員全体に法令遵守を周知徹底する。	【64-1】 コンプライアンスに係る体制の検証等により、法令順守に係る全学的なガイドラインを策定し、法令遵守に関する取り組みをさらに充実させる。 さらに、学生や若手研究者を含めた大学構成員に対して、種々のコンプライアンス遵守のための研修会を実施する。 また、内部監査体制の強化については、全学的なコンプライアンスに関する体制の整備・運用状況を監査するほか、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。さらに、各監査部門、研究活動不正防止計画・推進部署、コンプライアンス・内部統制を推進する部署との連携を強化するため、法令等違反リスクに関する情報交換等を定期的に行う。 その他、研究不正防止及び個人情報管理を含めた各業務・各組織におけるコンプライアンス確保の状況を検証するため、定期的な内部監査を行う。	Ⅲ
【65】 不正防止計画・推進委員会の機能を強化し、月１回の定例開催によってコンプライアンス推進責任者から報告を求め、研究不正防止に係る各種取組について検証を行うとともに、種々のコンプライアンス遵守のための研修会への出席を学生を含め研究に携わる大学構成員全体に義務付け、受講票による管理を行う。 また、不正防止計画・推進委員会の下に、病院長を委員長とした臨床研究監視委員会を設置し、医師主導型臨床研究について、全学レベル、病院レベルのダブルチェックを行う体制を整備する。	【65-1】 不正防止計画・推進委員会の定例開催を継続し、コンプライアンス推進責任者との連携の下、研究不正防止に向けた取組において、検証結果を活用した充実策を引き続き検討・実施する。 また、研究倫理等の研修会・講習会の受講管理により、未受講者には DVD 等による講習を徹底し、大学構成員全体が高い倫理観を持って業務に専念するよう研修等を義務付け、意識を向上させる。 さらに、医師主導型臨床研究の実施に向けて、臨床研究監視委員会等を活用した不正防止体制強化の仕組を運用するほか、医師主導型臨床研究について、全学レベル、病院レベルのダブルチェックを行う体制を整備する。加えて、臨床研究監視委員会における監視体制の充実のため、必要に応じて監視方法の見直しを行う。	Ⅲ
【66】 個人情報漏洩の防止を含む情報セキュリティに係るソフト面、ハード面の各種取組について、定期的な検証を行うとともに、研修等の既存の取組を充実させ、個人情報に携わる学生・教職員への法令遵守を徹底させる。特に、情報セキュリティに係るガイドラインについては、見直しのうえ、適宜、事例に対する対応方法を追加するとともに、組織の管理責任の明確化等の内容を充実させる改訂を行う。	【66-1】 情報セキュリティ対策基本計画に基づき、情報セキュリティ教育・訓練や啓発活動の実施を継続する。また、CSIRT の運用体制の見直しを行うほか、セキュリティ監査を実施する。 また、全学的な個人情報保護研修等を年１回以上開催し、教職員学生へ個人情報取扱いに関する重要性の理解を深めさせる。特に、初任職員及び個人情報取扱担当者等に対しては e-learning システムも用いて確実な受講を促す。 その他、情報セキュリティポリシー、対策基準書及びガイドラインについては、見直しのうえ、適宜、事例に対する対応方法を追加するとともに、組織の管理責任の明確化等の内容を充実させる改訂を行う。 加えて、教職員、大学院生を対象とした患者個人情報の取り扱いに関する教育の効果検証を行う。	Ⅲ

（４）その他業務運営に関する特記事項等

1 法令遵守（コンプライアンス）に関する取組

1－1 情報セキュリティの向上に係る取組　【年度計画66-1】

①情報セキュリティに係る規則の運用状況（規則に基づいた自己点検及び監査等による確認状況等）

各種ガイドラインの策定

コロナ禍の影響で各種リモートワークに対応するため、情報システム及び情報セキュリティ関連規則等の体系整理を行うとともに、「ベンダーによるシステムリモートメンテナンス時のチェックシート」、「Web会議利用ガイドライン」、「モバイルルータ利用ガイドライン」、「クラウドサービス利用ガイドライン」を定めた。これにより、コロナ禍の影響により需要の急増したベンダーによるシステムのリモート保守、Web会議、モバイルルータの使用、クラウドサービスの利用について、一定の基準を設けた上で周知することができ、従来から取り組んでいたクラウドサービスの利用開始時のセキュリティに関するチェックと併せてサービス利用時の注意事項が明確になった。

情報セキュリティを担保するための訓練の実施

本学の情報システム利用者に対し、情報セキュリティの意識向上とITリテラシーの底上げを目的として、従来の全学向けの研修に加え、令和２年度から情報セキュリティ・ITリテラシー研修（e-learning）を開始した。

また、研修実施の翌月には教職員に対し、標的型攻撃メール訓練を実施することで、上記の研修内容との相乗効果による知識の底上げを図った。

これまで研修と訓練の実施間隔はずらしていたが、今回、情報セキュリティ・ITリテラシー研修と標的型攻撃メール訓練を続けて行ったことで、研修の修了と訓練時の不要コンテンツの開封率との関連を分析することができ、両者間に有意な関連（p=0.001）が認められた（研修修了者の開封率：3.9%、研修未修了者の開封率：7.8%）。また、例年、情報セキュリティ・ITリテラシー研修を実施する12月から３ヶ月の情報セキュリティに関する通報件数も約80件（昨年度：30件）と大幅に増加していることから、情報セキュリティへの意識向上とともに、不審メールを受信した際の対応をより浸透させることができた。

セキュリティ監査の実施

コロナ禍の影響により急遽整備・周知したテレワークやWeb会議等の規則・ガイドラインを利用者に浸透させるため、令和２年度のセキュリティ監査として、本学教職員を対象としてチェックリストによる自己点検を行った。これにより、従来の情報セキュリティ監査とは異なる視点で本学教職員の情報セキュリティに対する理解度や遵守状況について把握・再認識を行うことが可能となり、自己点検の結果を翌年度の教育内容や周知、監査項目に活用することができるようになった。

②個人情報や研究情報等の重要な情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上

研修を通した情報セキュリティ教育の実施

初任職員研修で情報セキュリティ対策及び情報漏洩防止に特化した講習を実施することで、個人情報の保護及び情報漏洩防止等に関して未習熟な初任職員に対して、早い時期から情報セキュリティ教育を行い、個人情報保護についての意識付けを行うことができた。また、情報セキュリティ・個人情報保護講習会にて、マイナンバーの安全管理措置についての講習を動画撮影・配信により実施し、1,286名が受講した。

これらの研修及び講習会を実施することで、教職員及び学生の情報セキュリティに関する理解を深めることができ、個人情報漏洩の防止にも繋がっている。

その他、個人情報取扱担当者がe-leaningシステム研修を活用し、本人の習熟度に合わせて、「個人情報保護＆情報セキュリティ基本コース」、「個人情報保護法のポイントコース」又は「最新事例で学ぶ個人情報保護対応コース」などを選択受講可能とする体制を構築し、令和２年度には30名が利用した。

③インシデント対応に係る未然防止及び被害最小化や被害拡大防止のための取組

情報セキュリティインシデント台帳の見直し

情報セキュリティインシデント台帳について、これまではインシデント件数の把握と概要の記録に留まっていたが、情報セキュリティインシデントに繋がり得る案件に対する作業内容も記録できるようにし、本学CSIRT（Computer Security Incident Response Team）内での情報共有ができるよう記載内容と運用方法を整備し直した。インシデント台帳を整備することで、傾向と対策をCSIRT内で共有できるようになり、インシデント事例の会議体報告、注意喚起ができるようになった。

サイバー攻撃の検知/防御のための技術的対策

令和２年度は、Webサイトに対する様々な脆弱性を突いた攻撃を検知/防御するためのWAF（Web Application Firewall）を導入した。これによりWebサイトに対する攻撃を検出することが可能となり、本学Webサイトへの不正アクセス等に対する未然防止/被害最小化の対策を強化することができた。

1－2 その他法令遵守違反の未然防止に向けた取組　【年度計画 64-1】

事務職員を対象とした初任職員研修において、法人文書管理、個人情報保護及び情報セキュリティに関する講演を実施したほか、全学生・教職員向けに「情報セキュリティ・個人情報保護講習会」を開催した。その他、管理職については、管理職２年目の者を対象にe-leaning研修にて「職場ハラスメント対応コース」の受講を必須としており、ハラスメント行為の防止について再認識するとともに、

所属長として部下への適切な管理方法、問題事例を体系的に学び、管理者として適切な運営能力を高めることに資することができた。

1－3 研究不正等に対する防止策に関する取組　【年度計画 65-1】

研究費の不適切な経理や研究活動における不正行為の防止に向けた取組については、引き続き「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等に基づき、研究倫理教育の強化や、組織としての責任体制の確立等に係る取組を進めている。

具体的には、研究不正防止に向け、不正防止計画・推進委員会を定例開催しているほか、引き続き動物実験、遺伝子組換え実験、病原微生物・特定病原体等を取扱う実験にかかる教育訓練を「安全で適正な研究にかかる研修会」として実施した。加えて、ヒト（試料・データを含む）を対象とする研究にかかる教育訓練を「研究倫理講習会」として実施した。なお、従来は３年間としていた当該研修会の受講証番号の有効期限を令和２年度から１年間とし、研究倫理講習会の毎年受講を義務化することで、より厳しく研究倫理遵守の徹底を行っている。

1－4 安全管理・危機管理に関する取組　【年度計画 63-1】

全学的な取組

新型コロナウイルス対応

全学的な新型コロナウイルス対応として、学長の指示の下で事務局新型コロナウイルス対策室を立ち上げて、新型コロナウイルスに関する大学内の案件を集約化するとともに、各種対応フローやレベル別対応表等を作成した。事務局新型コロナウイルス対策室が教職員、学生、出入業者等を含めた関係者へ情報提供を行うことで、学内における新型コロナウイルス対応がスムーズに展開した。

また、令和２年度においては新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、実験動物センターにおいてレベルごとの具体的な対応を設定することにより、社会状況に応じて適切な研究活動の抑制や維持の判断を速やかに行った。これにより、動物施設及び関係研究室の安全管理を図ることができ、センター内の感染事例も発生していない。

その他、職場の安全衛生について、職員の理解を深めることを目的として、安全衛生の基本を分かりやすく解説した研修会を令和２年 11 月 26 日にオンラインで開催し、145 名（昨年度：55 名）の職員が参加した。加えて、新型コロナウイルス感染症によって変化したライフスタイルに適応するため、感染症下のストレスに対する正しい知識を身に付け、対処方法を習得することを目的にメンタルヘルス研修会を令和３年３月２日にオンラインで開催し 60 名（昨年度：61 名）の職員が参加した。これらの研修会を開催した結果、職員が安全衛生に関する基本やコロナ禍におけるストレス対策に関する知識を向上させることができた。

附属病院の取組

附属病院における新型コロナウイルス対応

各附属病院において、新型コロナウイルス対応として図９の取組を行ったほか、新型コロナウイルスの検査体制を増強すべく急遽、基礎実験で用いる BSL3（Bio Safety Lebel3）実験室を「衛生検査所」へ登録し、基礎系教員による PCR 検査体制を構築した。

図９：附属病院における新型コロナウイルス対応に係る取組

附属病院	取組内容
医学部附属病院	・新型コロナウイルスに関する情報共有を目的として「新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置（２月 18 日～５月末までは平日毎日の開催、６月１日以降は隔日（月水金）の開催） ・新型コロナウイルスへの対策や病床確保などの運用を検討することを目的として「アセスメントチーム」を結成 ・新型コロナウイルス感染患者（重症・中等症・疑い）受入れのための病床の確保 ・院内 PCR 検査体制の拡充 ・新型コロナウイルスへの感染対策として ICU の改修（遮蔽壁の増設） ・COVID-19 によるパンデミック災害への対応として、4 月 13 日に災害テロ対策室を中心とした「医病新型コロナウイルス対策室」を設置
歯学部附属病院	・新型コロナウイルスに関する情報共有を目的として「新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置（４月 14 日～６月 12 日までは平日毎日の開催、６月 12 日以降は週一回（水）の開催） ・災害対策体制を強化・推進するため、令和２年４月より災害対策の担当会議をワーキンググループから委員会へ格上げして対策を実施

2 施設マネジメントに関する取組　【年度計画 57-1、62-1】

施設マネジメントについては、「役員会」及び「建築委員会」において施設整備計画等に関わることを審議している。また、建築委員会の下に、施設の有効活用に関する事項を調査及び企画立案する「施設有効活用専門部会」及び「建築設備専門部会」を設置し、より専門的な検討を行っている。また、スペースチャージ制度の運用における妥当性や適正性について検討を行っている。

① 施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）に関する事項

既存施設の有効活用のため、令和２年度の施設点検評価の実施について、令和２年８月開催の第２回建築委員会において承認され、駿河台団地及び国府台団地の建物を対象とした施設点検評価を実施し、施設点検評価等により確保された学長裁量スペースである８室500㎡を共用スペース（オープンラボ・コモンラボ）として配分した。また、学長裁量スペースにおけるスペースの配分については、学長・理事懇談会に諮る体制を構築したことにより、大学の将来構想を見据えた施設の有効活用を可能とした。

② キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する事項

インフラ長寿命化（個別施設計画）の策定に必要となる施設情報及び修繕履歴等のデータベース化及び建物カルテを作成し、令和２年４月にインフラ長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、学内ホームページにアップした。

③ 多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項

共有部分を除いた教育研究施設を対象に、使用面積に対応する金額をスペースチャージとして徴収し、それを財源として各種修繕及び建築設備の改修・更新等にかかる費用に充てるため令和元年度より導入された全学スペースチャージ制度により、令和２年度に確保された7,986万円を活用することで、施設の修繕・予防保全として工事を実施した。これにより、施設を良好な状態に維持することができている。

④ 環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に関する事項

インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に伴い、湯島団地３号館11階実験室･歯科棟北10階実験室等及び国府台団地校舎棟２階学生実験室の空調機を省エネルギータイプに更新する工事及び、３号館･10号館の廊下・便所等の照明器具をLEDに更新する工事が令和３年３月までに完了した。

また、平成30年11月から開始した医科棟省エネルギー運転管理について、機械室等にて支援業務受注者と運転状況等を確認し、改善提案を行い、更なる省エネを実施している。

これらの取組により、年平均3.3%のエネルギー消費原単位の低減が達成された。

Ⅱ　予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※　財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅲ　短期借入金の限度額

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績
1　短期借入金の限度額 3,309,700 千円 2　想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1　短期借入金の限度額 3,309,700 千円 2　想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。	

Ⅳ　重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績
1　重要な財産を譲渡する計画 1）若宮地区（若宮町宿舎跡地）の土地（東京都新宿区若宮町 26 番１　955.58 ㎡）を譲渡する。 2）白山地区（白山宿舎跡地）の土地（東京都文京区白山２丁目 151 番２　496.92 ㎡）を譲渡する。	1　重要な財産を譲渡する計画 予定していない。	
2　重要な財産を担保に供する計画 医学部附属病院及び歯学部附属病院における施設の整備に必要となる経費の長期借り入れに伴い、本学の敷地及び附属病院の建物について、担保に供する。	2　重要な財産を担保に供する計画 医学部附属病院及び歯学部附属病院における施設の整備に必要となる経費の長期借り入れに伴い、本学の敷地及び附属病院の建物について、担保に供する。	令和２年度において、新たに担保に供した敷地及び建物はないが、機能強化棟新営に伴い「建物新営等」区分の極度額の変更を行った。

Ⅴ　剰余金の使途

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績
毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てる。	令和元事業年度決算剰余金については、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」を使途として、令和２年９月 14 日付けで文部科学大臣承認を受けた。 なお、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てることを計画しているが、令和２年度において取崩は行っていない。

Ⅵ　そ　の　他　　１　施設・設備に関する計画

中　期　計　画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予　定　額	財　　源
【施設整備補助金】 ・（医・歯病）基幹・環境整備（中央監視設備等更新） ・（湯島）ライフライン再生（空調設備） ・（医病）病棟等改修 **【長期借入金】** ・（医・歯病）基幹・環境整備（中央監視設備等更新） ・（医病）病棟等改修 **【（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】** ・小規模改修	総額 1,407	施設整備費補助金 (225) 長期借入金 (888) （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (294)

年　度　計　画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予　定　額	財　　源
【施設整備費補助金】 ・（国府台）基幹・環境整備（バリアフリー対策）繰越 ・（国府台）ライフライン再生（給排水設備） ・（医病）機能強化棟 **【長期借入金】** ・（医病）機能強化棟 **【（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】** ・小規模改修	総額 2,287	施設整備費補助金 (401) 長期借入金 (1,854) （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (32)

実　績

（単位：百万円）

施設・設備の内容	実　績　額	財　　源
【施設整備費補助金】 ・（国府台）基幹・環境整備（バリアフリー対策）繰越 ・（国府台）ライフライン再生（給排水設備） ・（医病）機能強化棟 ・（国府台）基幹・環境整備（安全対策） ・（湯島）基幹・環境整備（衛生対策等） **【長期借入金】** ・（医病）機能強化棟 **【（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】** ・小規模改修	総額 987	施設整備費補助金 (171) 長期借入金 (783) （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (32)

注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、計は必ずしも一致しない。

○　計画の実施状況等

【施設整備費補助金】

・（国府台）基幹・環境整備（バリアフリー対策）に関しては、事業費の一部について令和２年度に繰越を行ったが、令和２年度に完了したので計上した。
・（国府台）ライフライン再生（給排水設備）に関しては、事業費の一部について令和３年度に繰越を行っている。
・（医病）機能強化棟に関しては、事業費の一部について令和３年度に繰越を行っている。
・（国府台）基幹・環境整備（安全対策）に関しては、令和２年度補正にて採択され、次年度に繰越を行っている。
・（湯島）基幹・環境整備（衛生対策等）に関しては、令和２年度補正にて採択され、次年度に繰越を行っている。

【長期借入金】

・（医病）機能強化棟に関しては、事業費の一部について令和３年度に繰越を行っている。

Ⅵ　そ　の　他　　２　人事に関する計画

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績
【48】 人事管理について、従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度を稼働させ、既存事業の見直し等により人件費を削減し、この財源の一部を学長裁量経費に充当し、政策経費等の戦略的経費として資源の再配分等を実施する。	【48-1】 人事管理について、前年度行った効果検証に基づいた新たな人員管理方法を稼働させる。 また、現行の人事・給与制度のさらなる検証を進め、インセンティブの強化策及び時間外労働の縮減等による人件費の抑制方策・削減方策等を検討する。 その他、学内資源の戦略的再配分ができるよう、学内予算の動向を注視しつつ、学長裁量経費を充当する。	「(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」P22、23「2 人事の適正化に関する取組」を参照
【49】 学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、平成 33 年度までに、全教員に占める割合を女性教員で 28.0%、年俸制教員で 40.0%に向上させる。役員・管理職についても、女性登用を推進し、役員で 12.5%、管理職で 11.1%以上の水準とする。 また、評価制度について継続的に見直しを行うとともに、平成 30 年度に国際通用性を見据えた人事評価制度を導入するなど人事評価システムの拡充および当該システムによるデータのｗｅｂ化やデータベース化を行うことで、評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進める。	【49-1】 学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、引き続き全教員に占める年俸制教員の割合 100%を達成する。 女性登用についても、女性教員の全教員に占める割合を向上させるため、引き続き休職・休暇制度の整備を進める。また、既存の休暇制度等を有効に活用することができるよう、管理職員をはじめとした教職員に対して当該制度等の周知を行う。 評価制度については、新たな評価領域や複数年評価の導入を検討するほか、教員活動実績基礎資料を充実させ、評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制に向けての改革を進める。	「(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」P22、23「2 人事の適正化に関する取組」を参照

○　別表１（学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について）

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	（人）	（人）	（%）
【医学部】	990	1,017	102.7%
医学科	630	646	102.5%
保健衛生学科	360	371	103.1%
【歯学部】	473	461	97.4%
歯学科	318	327	102.8%
口腔保健学科	155	134	86.5%
学士課程　計	1,463	1,478	101.0%
【医歯学総合研究科】	257	282	109.7%
医歯理工保健学専攻	257	282	109.7%
修士課程　計	257	282	109.7%

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
【医歯学総合研究科】	832	1,138	136.8%
医歯学系専攻(H29 募集停止)	181	417	230.4%
医歯学専攻	543	649	119.5%
東京医科歯科大学・ﾁﾘ大学 国際連携医学系専攻	15	8	53.3%
東京医科歯科大学・ﾁｭﾗﾛﾝｺｰﾝ大学 国際連携歯学系専攻（※）	15	15	100.0%
東京医科歯科大学･ﾏﾋﾄﾞﾝ大学 国際連携医学系専攻（※）	3	3	100.0%
生命理工医療科学専攻	75	46	61.3%
【保健衛生学研究科】	75	80	106.7%
看護先進科学専攻	65	73	112.3%
共同災害看護学専攻	10	7	70%
博士課程　計	907	1,218	134.3%

○　計画の実施状況等

別表１（定員充足率）に示すとおり、各学部、各研究科とも適切な学生数を受け入れている。

※東京医科歯科大学・ﾁｭﾗﾛﾝｺｰﾝ大学国際連携歯学系専攻については８月入学のため、令和２年８月１日現在の数値を記載